

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月4日
【会社名】	三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Securities Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 荒木 三郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 緒方 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03(6213)2550(代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部長 緒方 裕之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	有価証券信託受益証券
【届出の対象とした募集金額】	申込期間（2020年11月26日から2021年11月26日まで） 各本受益権（以下に定義する。）ごとに、1,000億円を上限とする。 *なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注１） 本書中の「発行会社」、「当社」、「発行者」は、三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社を指す。

（注２） 本書中に別段の表示がある場合を除き、
・「米ドル」は、アメリカ合衆国の法定通貨を指し、
・「ユーロ」は、欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
・「円」は、日本国の法定通貨を指す。

（注３） 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、各本受益権に係る上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約書（以下「基本契約」という。）、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項（以下「信託契約条項」という。）ならびに上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書（以下「個別契約」という。）（以下、基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」という場合がある。）に定める意味を有する。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

本「第１ 募集要項」には３つの異なる種類の有価証券信託受益証券（金融商品取引法施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの有価証券信託受益証券ごとに記載内容を分けて記載している。かかる記載方法による場合は、かかる見出しの下で定義された用語は当該有価証券信託受益証券の関係でその定義された意味を有する。一方、それぞれの有価証券信託受益証券の内容に差異がない場合または一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの有価証券信託受益証券に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。

１【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

銘柄

	銘柄（注１）	受託有価証券（注２）
1	スマートESG30女性活躍（ネットリターン）ETN	iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）連動債
2	スマートESG30総合（ネットリターン）ETN	iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）連動債
3	トップシェアインデックス（ネットリターン）ETN	iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）連動債

（注１） 以下、第１から第３までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託を個別にまたは総称して「本信託」という。

（注２） 以下、各本受益権に係る本信託の信託財産である第１から第３までの受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

発行価額の総額

各本受益権は、2020年11月26日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場される予定であるが、上場前に行われる信託設定（以下「当初設定」という。）に係る本受益権については、本書による募集（金融商品取引法第２条第３項）は行われない。各本受益権は、当該上場までに、1,000億円を上限として発行され、当初受益者（下記「有価証券信託受益証券の発行の仕組み」に定義する。）が各本受益権を取得する。各本受益権は、東京証券取引所において流通に供される。

なお、2019年12月13日、東京証券取引所の業務規程等の一部改正によって、国内金融機関が海外で発行するETN（指標連動証券）（<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etns/index.html>）を受託証券とする有価証券信託受益証券の上場が可能となった。また、東京証券取引所の有価証券上場規程において、「ETN」は、「外国で発行された法第２条第１項第５号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第５号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう」と定義され（同規程(1)の２）、「ETN信託受益証券」は「施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券がETNであるものをいう」と定義される（同規程(1)の３）。

発行価格

各本受益権について、１口当たり、申込受付日（以下に定義する。）現在の本外国指標連動証券１券面の額面金額（１万円。）当たりの償還価額（下記「本外国指標連動証券の概要 ２ 償還および買入 (b) 用語の定義」に定義する。）を受益権付与率（以下に定義する。）で除することにより算出される価額（小数点以下は切り上げる。）（以下「発行価格」という。）とする。なお、申込手数料が別途必要となる。

本書において、「申込受付日」とは、（ ）申込みを受け付けた日の午前10時までに本信託の委託者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下かかる地位において「委託者」という。）が受け付けた申込みについては、当該申込みを受け付けた日をいい、（ ）申込みを受け付けた日の午前10時より後に委託者が受理した申込みについては、当該申込みを受け付けた日の翌日（以下に定義する申込不可日を除く。）とする。また、本書において、「受益権付与率」とは、各本受益権の口数を各本外国指標連動証券の口数で除した比率をいい、当初設定にかかる受益権付与率は100%である。

申込単位は、各本受益権について30,000口以上１口単位とする。

申込手数料は、１口当たり、発行価格に販売会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下かかる地位において「販売会社」という。）が独自に定める率を乗じた額（ ）とする。当該手数料には、消費税等の相当額が含まれる。

詳細は、申込場所で記載する販売会社の本店まで問い合わせされたい。

利率

本受益権に利息は付されない。

申込期間

申込期間：2020年11月26日から2021年11月26日まで

* なお、申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

委託者は、原則として、次に記載する日、期日または期間（以下「申込不可日」という。）における各本受益権の取得申込みの受付を停止する。

- (1) 銀行営業日（以下に定義する。）以外の日
- (2) ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (3) 本指数（下記「本外国指標連動証券の概要 ２ 償還および買入 (b) 用語の定義」に定義する。）に関連する本取引所（下記「本外国指標連動証券の概要 ２ 償還および買入 (b) 用語の定義」に定義する。）の取引所営業日（下記「本外国指標連動証券の概要 ２ 償還および買入 (b) 用語の定義」に定義する。）以外の日
- (4) 本信託の計算期日（以下に定義する。）前の一定期間であって、受託者（下記「申込取扱場所 (2) その他申込み等に関する事項」に定義する。）が本信託の決算事務の都合上各本受益権の取得申込みの受付を停止する必要があると判断する期間
- (5) 発行会社の年次決算または未監査中間決算が公表される等、金融商品取引法に基づく開示が行われる必要がある事由が発生してからかかる開示が行われるまでの期間
- (6) その他類似の理由により、本外国指標連動証券の取得またはその信託設定が困難である日
- (7) 下記「申込取扱場所 (2) その他申込み等に関する事項」に記載の事由が生じている日

本書において、「銀行営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。また、本書において、「計算期日」とは、毎年10月31日および本信託終了日をいう。

申込証拠金

該当事項なし。

申込取扱場所

販売会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社において申込みの取扱いを行う。その他の申込取扱場所（販売会社）については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

< 照会先 >

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

(1) 申込みの方法

販売会社所定の方法で申し込むものとする。

(2) その他申込み等に関する事項

販売会社は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、本受益権の取得申込みの受付を停止することまたはすでに受け付けた本受益権の取得申込みの受付を取り消すことができる。その場合、販売会社、委託者、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）または受託者が選定し本外国指標連動証券の保管業務を委託した外国所在の者（以下「カストディアン」という。）のいずれも、当該受付の停止または取消しにより投資家に生じた損害について責任を負わない。

以下のいずれかの事由により本受益権または本外国指標連動証券の適正な条件での取得が困難な場合または遅延する場合

- ・ 国内外の金融商品取引所等における取引の停止または遅延
- ・ 決済機能の停止または遅延
- ・ 外国為替取引の停止または遅延
- ・ 申込みに係る口数が極めて多いものと販売会社が合理的に判断した場合

天災地変または政治、経済、軍事、通貨等に係る非常事態が発生した場合、その他販売会社、委託者、受託者またはカストディアン（託管者）の支配を超えた事由により、本受益権または本外国指標連動証券の適正な条件での調達または取得が困難な場合または遅延する場合

払込期日

各申込受付日の追加の信託設定に係る発行価格の総額は、販売会社を通じて、申込受付日の6決済営業日（以下に定義する。）後または委託者の指定するそれ以降の日（以下本項において「払込期日」という。）に、委託者の指定する口座に払い込まれる。本書において、「決済営業日」とは、商業銀行および外国為替市場が東京において支払決済および一般業務を行い、かつ証券保管振替機構および各本外国指標連動証券の関連する決済システム（原則としてユーロクリア（下記「本外国指標連動証券の概要 3 支払 (c) 大券についての支払い」に定義する。））が決済指図の受付けおよび実行のために稼働している日をいう。

ただし、投資家は、取得申込みを行った販売会社の指定する日までに申込代金を当該販売会社に支払うものとする。なお、販売会社所定の方法により、払込期日以前に申込代金を支払う必要がある場合がある。

権利の内容

各本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりである。

分配金

本外国指標連動証券について利息が支払われる場合、受託者は、受益者に対して分配金を支払うため、次の方法により、本受益権1口当たりの信託分配単価の算出を行う。本受益権1口当たりの信託分配単価は、入金された利息の総額を、本受益権の総口数で除して算出するものとする。

受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、上記の本受益権1口当たりの信託分配単価を基準に、本受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含む。）を適用される範囲で控除した残額を分配する。

転換請求権（解約による信託財産等の交付）

受益者は、自己の有する本受益権につき、本信託の全部または一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本外国指標連動証券の交付を受けることはできない。ただし、受益者は、これに代わる換金手段として、下記の委託者に対する買取請求権を行使し、または各本受益権の上場を予定する東京証券取引所において売却することができる。

委託者に対する買取請求権

受益者は、本受益権が上場している間、自己の有する本受益権の全部または一部に関して、委託者に対して、買取を請求することができる。ただし、本受益権の買取の請求は、1回の請求につき、同一銘柄につき30,000口（受益権付与率に変更された場合その他必要と認める場合には、委託者は東京証券取引所にあらかじめ開示した上で、当該口数を変更することがある。）以上1口単位とする。

委託者は、受益者より上記の請求（以下「委託者買取請求」という。）が行われた場合、5東証営業日（以下に定義する。）を上回らない期間内の東証営業日（請求除外日（以下に定義する。）を除く。）に当該委託者買取請求を受け付ける。委託者買取請求に基づく委託者による本受益権の買取価額は、本受益権1口当たり、以下に定める日（ただし、当該日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (b) 用語の定義」に定義する。）、追加障害事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (c) 本指数の調整 (ハ) 追加障害事由」に定義する。）もしくは指数調整事由（下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (b) 用語の定義」に定義する。）が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券1口当たりの償還価額の99.95%に受益権付与率を乗じて算定される価額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

- (1) 当該委託者買取請求が行われた日の午前10時までに委託者が受理した当該委託者買取請求については、当該委託者買取請求が行われた日
- (2) 当該委託者買取請求が行われた日の午前10時より後に委託者が受理した当該委託者買取請求については、当該委託者買取請求が行われた日の翌東証営業日

委託者買取請求に係る手続（委託者買取請求が完了する日数を含み、以下「委託者買取請求手続」という。）および委託者買取請求において受益者が負担すべき手数料（以下「委託者買取請求手数料」という。）については、委託者が別途定める。

本書において、「東証営業日」とは、東京証券取引所が休業日としている日以外の日をいう。また、本書において、「請求除外日」とは、以下の日をいう。

- (1) 銀行営業日以外の日
- (2) ロンドンおよびニューヨークにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (3) 本指数に関連する本取引所の取引所営業日以外の日

上記にかかわらず、委託者は、以下に掲げる事由に該当する場合には、委託者買取請求の受付を停止することまたは委託者買取請求を受け付けた後における委託者買取手続を中断もしくは中止することができる。

- (1) 本外国指標連動証券の１口当たりの償還価額が算出されない場合
- (2) 委託者買取請求手数料および委託者買取請求手数料に係る消費税等の相当額の入金、委託者において確認できない場合
- (3) 委託者買取請求手続において委託者による受益者を確認する手続が完了しない場合
- (4) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算または決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるため委託者買取請求手続が実施できない場合

委託者が委託者買取請求の受付を停止したときは、受益者は、当該受付停止の当日に行った委託者買取請求のうち、当該受付停止前に行った委託者買取請求を撤回することができる。受益者がその委託者買取請求を撤回しない場合には、当該委託者買取請求は、当該受付停止を解除した後の最初の東証営業日に受け付けたものとみなす。

受益者は、委託者買取請求を行った場合には、上記の場合を除き、当該委託者買取請求を撤回、取消または中断することはできない。

信託変更に係る異議申述権および本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができる。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、受託者に対して、自己の有する本受益権を取得することを請求できる。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりである。

- (1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託者の同意を得て（かかる同意は不合理に拒絶されない。）その裁量により、信託契約条項の内容を変更（適用ある法令等の改正または解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担もしくは受託者が行うべき事務が加重されまたは受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適合することが明らかであるときを含む。）することができる。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者および受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を東京証券取引所で開示するが、信託法第149条第２項に定める通知は行わない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、本信託について信託法第103条第１項第１号から第４号までに掲げる事項に係る信託の変更（ただし、信託法第103条第１項第４号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に関し、かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとする。（以下「重要な信託の変更」という。））がなされる場合およびかかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の商品としての同一性を失わせることとなる変更（以下「非軽微な信託の変更」という。）がなされる場合には、受託者は、委託者の同意を得て（かかる同意は不合理に拒絶されない。）あらかじめ、変更内容および変更について異議ある受益者は一定の期間（ただし、１箇月以上とする。）内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞に掲載する方法により公告し、または知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の２分の１を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができる。

- ・ 受益者に関する事項
- ・ 受益証券に関する事項
- ・ 指数に関する事項
- ・ 信託財産の給付に関する事項
- ・ 信託期間、その延長および信託期間中の解約に関する事項
- ・ 計算期間に関する事項
- ・ 受託者の受ける信託報酬（ただし、第一管理信託報酬（以下に定義する。）について受託者と委託者が信託契約条項第56条第１項に従って別途定める事項を除く。）その他の手数料の計算方法ならびにその支払の方法および時期に関する事項

本書において、「第一管理信託報酬」とは、受託者が委託者から収受する信託報酬であって、委託者と受託者が別途定める信託報酬とする。

- ・ 受託者の辞任および解任ならびに新たな受託者の選任に関する事項
- ・ 信託の元本の追加に関する事項
- ・ 受益権の買取請求に関する事項（ただし、委託者買取請求手続および委託者買取請求手数料を除く。）
- ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項

(3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更および受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しない。）は、東証営業日（請求除外日を除く。）に受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権 1 口当たり、以下に定める日（ただし、当該日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由、追加障害事由もしくは指数調整事由が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券 1 口当たりの償還価額の 99.95% に受益権付与率を乗じて算定される価額（1 円未満の端数は切り上げる。）で取得することを請求することができる。

（ ）当該取得請求が行われた日の午前10時までに受託者が受理した当該取得請求については、当該取得請求が行われた日

（ ）当該取得請求が行われた日の午前10時より後に受託者が受理した当該取得請求については、当該取得請求が行われた日の翌東証営業日

ただし、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではない。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記(2)の一定の期間（以下「異議期間」という。）内に受託者に異議を述べた受益者に限り、受託者に対し、自己の有する本受益権を異議期間の最終日の翌東証営業日（ただし、同日が請求除外日である場合、または当該日において市場混乱事由、追加障害事由もしくは指数調整事由が発生した場合には、その直後の請求除外日ではない日であって当該事由が発生していない日とする。）現在の本外国指標連動証券 1 口当たりの償還価額の 99.95% に受益権付与率を乗じて算定される価額（1 円未満の端数は切り上げる。）で取得することを請求することができる。

受益者決議手続実施請求権

各本受益権の総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項および受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができる。具体的な行使方法等については、下記の照会先まで問い合わせされたい。

< 照会先 >

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は金銭で残余財産の給付を受ける。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有する。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできない。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、発行会社、委託者、受託者または受益者のいずれも本信託を終了させることはできない。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由または以下に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了する。

- (1) 本外国指標連動証券が全てまたは一部償還されたとき（繰上償還を含むが、下記「本外国指標連動証券の概要 2 償還および買入 (d) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還」に従った投資家の請求に基づく本外国指標連動証券の期限前償還を除く。）。
- (2) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 法令等（英国の法令等を含む。）または裁判所もしくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (4) 個別契約の当事者（受託者を除く。）が信託契約条項または個別契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。
- (5) 受託者の辞任もしくは解任または解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (6) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令または免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (7) 委託者または発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されずまたは取り下げられなかったとき。
- (8) 信託費用または信託報酬が信託契約条項および個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (9) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止しまたは取りやめたとき。
- (10) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (11) 本受益権が金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (12) 純資産総額が個別契約で定める金額（5億円）を下回ったときであって、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (13) 法令等（英国の法令等を含む。）またはその解釈の変更等により、委託者による転換請求が不可能または著しく困難になったとき。

- (14) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項第41条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

決済の方法

上記の他、決済の方法については以下を参照されたい。

本受益権の取得日

取得申込みが行われた各本受益権は、申込受付日の6 決済営業日後または委託者の指定するそれ以降の日において、当該投資家の指定した口座に振り替えられる。

名義書換の手續等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第127条の2 第1 項に規定する振替受益権である。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はない（ただし、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式である。）。

(2) 本受益権の譲渡

受益者は、自己の有する本受益権を譲渡する場合には、譲渡を行う本受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等（振替法第2 条第5 項に規定する振替機関等をいう。以下同じ。）に振替の申請をするものとする。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の有する本受益権の口数の減少および譲受人の有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとする。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含む。）に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとする。

なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできない。

取得格付

各本受益権に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定および追加信託により拠出した本外国指標連動証券を管理および処分し、委託者が当初受益者として指定する者（以下「当初受益者」という。）が本受益権を取得する。本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受ける。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本外国指標連動証券の発行者（三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社）が本受益権の発行者である。

```

graph TD
    Issuer[発行者  
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社]
    Beneficiary[当初受益者  
有価証券信託受益証券]
    Trust[信託  
外国指標連動証券]
    Trustee[受託者  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
【信託財産の管理】]
    Custodian[カストディアン  
【信託財産の管理】]

    Issuer -.->|外国指標連動証券の発行(*)| Beneficiary
    Beneficiary -.->|信託財産の拠出| Trust
    Trust -->|有価証券信託受益証券の取得| Beneficiary
    Trust -->|信託契約| Trustee
    Trustee <-->|カストディ契約| Custodian
    
```

*外国指標連動証券は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社が設定している150億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される社債である。

本外国指標連動証券の概要

1 利息

本外国指標連動証券には利息は付されない。

2 償還および買入

(a) 満期償還

期限前に償還または買入消却されない限り、各本外国指標連動証券は、発行者により、2040年9月10日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額1万円につき、計算代理人（下記「(b)用語の定義」に定義する。）により決定される最終価格（下記「(b)用語の定義」に定義する。）に相当する円建て額（1円未満は切り上げ）で償還される。

なお、満期償還日が営業日（下記「(b)用語の定義」に定義する。）ではない場合、当該満期償還日は翌営業日とする。ただし、かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日とする。かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

また、各本外国指標連動証券は、償還価額の水準によって自動的に繰上償還されることはない。

(b) 用語の定義

本書において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インデックス・スポンサー」とは、STOXX Ltd.または承継インデックス・スポンサーをいう。

「営業日」とは、東京およびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

「管理費用」とは、0.85%をいう。

「関連会社」とは、ある者に関して、当該者によって直接的もしくは間接的に支配されている事業体、当該者を直接的もしくは間接的に支配している事業体、または当該者と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある事業体をいう。ただし、この定義の目的において、ある事業体または者を「支配」とするとは、当該事業体または者の議決権の過半数を保有することをいう。

「関連取引所」とは、株式会社大阪取引所もしくは当該取引所の後継の取引所、または本指数に関連する先物またはオプション契約の取引が一時的に場所を移して行われている代替の取引所（ただし、計算代理人がかかる一時的な代替取引所における本指数に関連する先物またはオプション契約に関して元の関連取引所に匹敵する流動性があると判断していることを前提とする。）をいう。

「計算代理人」とは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

「最終価格」とは、最終評価日における償還価額（1円未満切り上げ）をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日より10予定取引所営業日前に当たる日をいう。

「市場混乱事由」とは、取引障害または取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、評価時刻までの1時間の間のいずれかの時点で、発生もしくは存在していること、または早期終了をいう。本指数に関し市場混乱事由の存在の有無を判断するにあたり、いずれかの時に本指数に含まれる有価証券に関して市場混乱事由が発生した場合には、当該有価証券の本指数の水準への寄与の割合は、市場混乱事由の発生直前における(x)当該有価証券に起因する本指数の水準の部分と(y)本指数の水準全体との比較に基づくものとする。

「取引障害」とは、()本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する取引に関し、または()関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引につき、本取引所、関連取引所もしくはその他が許容する制限を超える変動を理由として、本取引所もしくは関連取引所により課せられた取引の停止または制限をいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般的に、()本取引所における本指数の水準の20%以上を構成する有価証券の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失いもしくは毀損し、または()関連取引所における本指数に関する先物取引もしくはオプション取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人によって決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

	「早期終了」とは、本指数の水準の20%以上を構成する有価証券に関連する本取引所または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、()かかる取引所営業日の本取引所または関連取引所の通常取引時間の実際の終了時刻と()かかる取引所営業日の実際の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方の1時間前までに本取引所または関連取引所が発表している場合を除く。
「早期償還金額」とは、	本外国指標連動証券に関して、早期償還の直前に本外国指標連動証券の公正市場価値として計算代理人がその完全な裁量において決定した金額に、本外国指標連動証券の裏付けとなる、および/または関連するヘッジもしくは資金調達取決め（本外国指標連動証券における発行者の債務をヘッジするためのオプションを含むがそれに限らない。）の解約に関して発行者に生じる合理的な費用および経費のすべてを補うべく調整した金額による円貨額をいう。
「指数調整事由」とは、	本指数廃止、本指数変更、または本指数障害をいう。 「本指数廃止」とは、インデックス・スポンサーが本指数の永久的な廃止を公表し、かつ承継指数が存在しないことをいう。 「本指数変更」とは、インデックス・スポンサーが本指数の計算式もしくは計算方法の重大な変更を行うことを公表し、または別の方法で本指数の重大な変更を行う場合（構成銘柄および時価総額の変化またはその他の日常的な事由の場合における本指数を維持するための当該計算式もしくは計算方法に規定された修正を除く。）をいう。 「本指数障害」とは、インデックス・スポンサーが本指数の計算および公表をしないことをいう。
「当初評価日」とは、	2020年11月24日をいう。
「取引所営業日」とは、	本取引所または関連取引所が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、それぞれの通常の取引時間において取引が行われるために本取引所および関連取引所が営業を行っている予定取引所営業日をいう。
「取引日」とは、	2020年11月9日をいう。
「評価時刻」とは、	本取引所における予定終了時刻をいう。ただし、本取引所が予定終了時刻より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引時間の実際の終了時刻より後の場合、評価時刻は実際の終了時刻とする。
「評価日」とは、	当初評価日（同日を含まない。）から最終評価日（同日を含む。）までの各予定取引所営業日をいう。当該日が障害日である場合、評価日は、障害日ではない最初の翌予定取引所営業日とする。ただし、予定評価日直後の8予定取引所営業日の各日が障害日である場合は、この限りではない。この場合、()8予定取引所営業日目（この日が障害日であるという事実は考慮しない。）を評価日とみなし、()計算代理人は、当該8予定取引所営業日目の評価時刻現在の本指数を構成する各有価証券の本取引所での取引価格または公示価格（または当該8予定取引所営業日目に該当する証券に関して障害日を引き起こす事由が発生している場合は、誠実に見積もった8予定取引所営業日目の評価時刻現在の該当する証券の価格）を用いて、最初の障害日の発生前に有効であった本指数の計算式および計算方法に従って、当該8予定取引所営業日目の評価時刻現在の本指数終値水準(t)を決定する。 「障害日」とは、本取引所または関連取引所がその通常の取引時間に取引を行うことができないか、または市場混乱事由が生じている予定取引所営業日をいう。 「予定評価日」とは、障害日を生じさせる事由が発生していなければ、評価日であったはずの当初の日をいう。
「ヘッジコストの増加」とは、	発行者および/またはその関連会社が、()本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価リスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うため、または()かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うために（取引日現在の状況と比較して）著しく増加した租税、賦課金、費用または手数料（仲介手数料を除く。）を負担する場合をいう。ただし、かかる著しい増加額が、発行者および/またはその関連会社の信用力の低下のみに起因する場合、ヘッジコストの増加とはみなされない。

「ヘッジ障害」とは、	発行者および／またはその関連会社が商業上合理的な努力を行ったにもかかわらず、 () 本外国指標連動証券に基づく義務の履行に係る株価リスクをヘッジするために必要と判断した取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことが不可能である場合、または() かかる取引もしくは資産からの収益の実現、回収もしくは送金を行うことが不可能である場合をいう。
「法令変更」とは、	取引日以降、() 適用法令（税法を含むが、これらに限られない。）の採択もしくは変更により、または() 正当な管轄権を有する裁判所、法廷もしくは規制当局による適用法令の解釈の公表もしくは変更（税務当局が講じた一切の措置を含む。）により、計算代理人が、(a) 本指数を構成する有価証券の保有、取得もしくは処分することが違法となったか、または(b) 本外国指標連動証券に基づく義務を履行するために発行者および／もしくはその関連会社が負担する費用が著しく増加することになる（発行者および／もしくはその関連会社の租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少もしくは課税状況に不利なその他の影響による場合を含むが、これらに限られない。）と判断する場合をいう。
「本指数」とは、	iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）連動債の場合： iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）をいう。 iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）連動債の場合： iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン） iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）連動債の場合： iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン） 本指数の詳細は、指数開示文書（随時の変更を含む。）に記載する。 「指数開示文書」とは、指数開示文書は、発行日付の以下の文書で構成され、当該文書の随時の変更、補足および／または更新を含むものとする。 (a) STOXX指数メソドロジーガイド (b) iSTOXX指数メソドロジーガイド (c) STOXX計算ガイド それぞれインデックス・スポンサーのウェブサイト（発行日現在、 https://www.stoxx.com/rulebooks）に掲載され、今後随時更新される。
「本指数終値水準(t)」とは、	計算日(t)に関して、当該計算日(t)（または当該計算日(t)が評価日でない場合は、当該計算日(t)の直後の評価日）に当たる評価日の評価時刻でインデックス・スポンサーによって計算され、本指数に関するBloombergのページ（またはその公式な承継者）で公表するために提出された本指数の価格をいう。 「計算日」とは、当初評価日（同日を含まない。）から最終評価日（同日を含む。）までの各暦日をいう。ただし、特定の計算日を「計算日(t)」という。 「本指数に関するBloombergのページ」とは、 iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）連動債の場合： ISMJEWYN Indexをいう。 iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）連動債の場合：IMJESGYN Indexをいう。 iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）連動債の場合：IMJMSLYN Indexをいう。
「IL(t)」または「償還価額」とは、	計算日(t)に関して、$IL(t-1) \times \text{本指数終値水準}(t) / \text{本指数終値水準}(t-1) \times (1 - \text{管理費用}/365)$をいう。 「IL(t-1)」とは、各計算日(t)に関して、当該計算日直前のILをいう。ただし、当初評価日直後の計算日(t)に関しては、IL(0)をいうものとする。 「本指数終値水準(t-1)」とは、各計算日(t)に関して、当該計算日直前の本指数の終値水準(t)をいう。 「IL(0)」とは、10,000円をいう。
「本取引所」とは、	東京証券取引所もしくは当該取引所の後継の取引所、または本指数を構成する有価証券の取引が一時的に場所を移して行われている代替取引所（ただし、計算代理人がかかる一時的な代替取引所もしくは値付システムにおける本指数を構成する有価証券に関して元の取引所に匹敵する流動性があると判断していることを前提とする。）をいう。

「予定取引所営業日」とは、本取引所および関連取引所のいずれもが通常取引時間での取引を行う予定の日をいう。

「予定終了時刻」とは、本取引所または関連取引所および予定取引所営業日に関し、かかる予定取引所営業日の本取引所または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常時間外の他の取引は考慮しない。

(c) 本指数の調整

(イ) 承継指数

本指数が()インデックス・スポンサーにより算出および公表されないが、計算代理人に受入れ可能な後継のスポンサーにより算出および公表される場合または()本指数の計算に用いられるものと同じもしくは実質的に同様であると計算代理人が判断する算式および計算方法を用いて承継の指数に置き換えられる場合、かかる指数（以下「承継指数」という。）は本指数とみなされる。

また、インデックス・スポンサーにより公表され、本外国指標連動証券に関する判断のために計算代理人により用いられる本指数の水準が、後に修正され、かつ当該修正（以下「修正後の指数水準」という。）が、当初の公表日直後の取引所営業日以前に、インデックス・スポンサーまたはその承継インデックス・スポンサーにより公表された場合、修正後の指数水準は本指数の水準であるとみなされるものとし、計算代理人は、当該修正後の指数水準を、関連する判断のために用いるものとし、また必要な限度において、計算代理人は、最終条件書の条件のうち当該修正について、計算代理人が適切とみなすような内容に調整することができる。

(ロ) 指数調整事由

計算代理人が該当日に指数調整事由が発生したと判断した場合、

- (a) 計算代理人は、当該指数調整事由が本外国指標連動証券に重大な影響を及ぼすかどうかを判断し、及ぼす場合には、公表された本指数の水準の代わりに、変更、不履行または廃止の直前に有効であった本指数の計算式および計算方法に従って計算代理人が決定する日現在の本指数の水準を用いて（ただし、当該指数調整事由直前に本指数を構成していた有価証券のみを用いる。）、指数価値(t)を計算する。
- (b) 計算代理人が上記(a)が商業的に合理的な結果をもたらさないと判断した場合、「指数償還事由」が発生し、本外国指標連動証券は、下記（二）「指数償還事由」に従って償還される。

(ハ) 追加障害事由

計算代理人が該当日に追加障害事由（法令変更、ヘッジ障害またはヘッジコストの増加をいう。以下同じ。）が発生したと判断した場合、

- (a) 計算代理人は、当該追加障害事由が本外国指標連動証券に重大な影響を及ぼすかどうかを判断し、及ぼす場合には、その完全な裁量において指数価値(t)を計算する。
- (b) 計算代理人が上記(a)が商業的に合理的な結果をもたらさないと判断した場合、「指数償還事由」が発生し、本外国指標連動証券は、下記（二）「指数償還事由」に従って償還される。

(ニ) 指数償還事由

発行者が指数償還事由の発生を知った場合（計算代理人からのその旨の通知によるかまたはその他の方法によるかを問わない。）、発行者は、実務上合理的に可能な限り速やかに、トラスティー（下記「11 その他（1）」に定義する。）、計算代理人および代理人、ならびに下記「10 通知」に従って本外国指標連動証券の所持人に対して、通知を行うものとする（この通知は取消不能とする。）。当該通知には、償還の日を定めるものとし、本外国指標連動証券は、かかる日にその全部（一部は不可）が早期償還金額で償還されるものとする。

指数償還事由に従って償還の通知が公表される前に、発行者は、指数償還事由が発生した旨を記載し、発行者の代表取締役1名が署名した証明書をトラスティーに交付する。トラスティーは、指数償還事由の十分な証拠としてかかる証明書を受け取ることができる。この場合、当該証明書は、確定的なものとして、本外国指標連動証券の所持人を拘束するものとする。

疑義を避けるために付言すると、トラスティー、代理人（下記「11 その他（6）代理人および支払代理人」に記載する。）および支払代理人（下記「11 その他（6）代理人および支払代理人」に記載する。）はいずれも、指数償還事由が発生したか否かについて、確認、調査または納得する必要はなく、トラスティー、代理人および支払代理人は、当該事由が発生した旨を書面で通知されない限り、当該事由が発生していないものと考えることができる。トラスティー、代理人および支払代理人はいずれも、その旨を発行者または本外国指標連動証券の所持人に通知することまたはしないことについて、何らの義務、責務または責任も負わない。発行者が指数償還事由の発生後に、トラスティー、代理人および/または計算代理人に対して、指数償還事由の発生に従って通知を行った場合、トラスティー、代理人および/または

計算代理人（場合による）は、調査せずにまたはいずれの当事者にも責任を負うことなく、当該通知に依拠することができる。

< 免責事項 >

STOXX Limited（以下「STOXX」という。）、ドイツ取引所グループ（Deutsche Börse Group）およびそのライセンサー、リサーチ・パートナーまたは情報提供業者は、本指数および本外国指標連動証券に関して使用する関連商標のライセンス付与以外に、発行者との関係を有さない。

iSTOXX指数は、顧客の要請またはSTOXX Global index familyに統合されない個別のルールブックに基づく市場要件に対応している。

STOXX、ドイツ取引所グループおよびそのライセンサー、リサーチ・パートナーまたは情報提供業者は、以下の行為を行わない。

- ・本外国指標連動証券に関するスポンサー、保証、販売または宣伝を行わないこと
- ・本外国指標連動証券またはその他の有価証券に対する投資を推奨すること
- ・本外国指標連動証券の時期、金額または価格に関する決定について責任を負い、またはかかる決定を行うこと
- ・本外国指標連動証券の運営、管理またはマーケティングについて責任を負うこと
- ・本指数の決定、構成もしくは計算に際して本外国指標連動証券もしくは本外国指標連動証券の保有者のニーズを考慮することまたはその義務を負うこと

STOXX、ドイツ取引所グループおよびそのライセンサー、リサーチ・パートナーまたは情報提供業者は、本外国指標連動証券またはそのパフォーマンスに関して何らの保証も行わず、（過失があるか否かを問わず）一切責任を負わない。

STOXXは、本外国指標連動証券の購入者またはその他の第三者との契約関係を持たない。

具体的には、

- ・STOXX、ドイツ取引所グループおよびそのライセンサー、リサーチ・パートナーまたは情報提供業者は、下記の事項について、明示的または黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつ一切責任を負わない。
 - ・本指数および本指数に含まれるデータの使用に関して本外国指標連動証券、本外国指標連動証券の保有者またはその他の者が得る結果
 - ・本指数およびそのデータの正確性、適時性および完全性
 - ・本指数およびそのデータの商品性および特定目的または使用への適合性
 - ・本外国指標連動証券のパフォーマンス全般
- ・STOXX、ドイツ取引所グループおよびそのライセンサー、リサーチ・パートナーまたは情報提供業者は、本指数またはそのデータの誤り、遺漏または中断について、何らの保証も行わず、一切責任を負わない。
- ・いかなる状況においても、STOXX、ドイツ取引所グループおよびそのライセンサー、リサーチ・パートナーまたは情報提供業者は、かかる本指数もしくはそのデータの誤り、遺漏もしくは停止の結果としてまたは本外国指標連動証券に関連して一般的に生じた逸失利益または間接、懲罰的、特別もしくは結果的損害もしくは損失について、かかる損失または損害が生じる可能性を認識していた状況であっても、（過失があるか否かを問わず）責任を負わない。

発行者とSTOXXとの間のライセンス契約は、両者の利益のみに帰するものであり、本外国指標連動証券の保有者またはその他の第三者の利益に帰するものではない。

発行者、トラステー、代理人、計算代理人、ディーラーまたは本外国指標連動証券に関するその他の仲介者のいずれも、本指数またはその承継指数の計算、管理、公表について、一切責任を負わない。

(d) 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還

本外国指標連動証券の所持人が、下記「10 通知」に従い、所持人の選択による償還日（以下に定義する。）に先立つ15日以上30日以内の通知（かかる通知は取消不能とする。）を発行者に対して行った場合、発行者は、当該本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を、所持人の選択による償還日に、本外国指標連動証券を所持人の選択による償還額（以下に定義する。）により償還しなければならない。[ただし、かかる本外国指標連動証券の所持人による償還請求は、額面金額3億円以上1万円単位の本外国指標連動証券に関するものに限り、行うことができる。]

「所持人の選択による償還日」とは、発行日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの、各営業日をいう。本外国指標連動証券の額面金額当たりの「所持人の選択による償還額」とは、発行者が該当するプット通知（下記に定義する。）を受領する日（または営業日の午前10時（東京時間）より後に受領した場合、またはかかる受領日が営業日ではない場合、翌営業日）に関する償還価額に相当する額をいう。ただし、当該額は、（ ）本外国指標連動証券の裏付けとなる、および／または関連するヘッジもしくは資金調達取決め（本外国指標連動証券における発行者の債務をヘッジするためのオプションを含むがそれに限らな

い。) の解約に関して発行者に生じる合理的な費用および経費のすべてを補うべく調整され、 () 1 円未満を切り上げるものとし、いずれの場合も、計算代理人により決定される。

(e) 税制上の変更による償還

() 本外国指標連動証券に基づいて期限の到来する次の支払いの際に、税務当局（下記「7 租税 1 . 追加額」に定義される。）の法令諸規則の変更もしくは改正またはかかる法令諸規則の適用もしくは公権的解釈の変更（かかる変更または改正が本外国指標連動証券の発行が合意された日以後に発効する場合に限る。）の結果、発行者が下記「7 租税 1 . 追加額」に定めるまたは記載する追加額の支払義務を負うかまたは負うこととなること、ならびに() 発行者が利用しうる合理的な措置をとっても当該義務を回避できないことについて、発行者が以下に記載の通知を行う直前にトラスティーを納得せしめた場合、発行者はその選択により、トラスティー、代理人および（下記「10 通知」の規定に従い）本外国指標連動証券の所持人に15日以上30日以内の通知（かかる通知は取消不能とする。）をした上で、いつでも本外国指標連動証券の全部（一部は不可）を償還することができる。ただし、かかる償還通知は、本外国指標連動証券に関する支払いの期限が到来したとして発行者がかかる追加額の支払義務を負うであろう最も早い日の90日より前にこれを行うことができないものとする。上記による償還通知を行う前に、発行者は、発行者が当該償還を実施する権利を有することを述べ、かつ発行者がかかる償還権を行使する前提条件が成就していることを示す事実を記載する発行者の代表取締役1名による署名入りの証明書、ならびに発行者がかかる変更または改正によりかかる追加額の支払義務を負担しているまたは負担することになる旨の、外部法律顧問の意見書をトラスティーに交付するものとする。トラスティーは、この証明書を上記の前提条件の充足の十分な証拠として受け取ることができ、その場合かかる証拠は確定的でかつ本外国指標連動証券の所持人を拘束するものとする。

本号により償還される本外国指標連動証券は、早期償還金額で償還される。

(f) 買入

発行者またはその子会社のいずれかは、価格について制約なく、公開買付または相対取引等により公開市場においていつでも本外国指標連動証券を買入れまたはその他の方法で取得することができる。買入れが公開買付により行われる場合、公開買付は、すべての本外国指標連動証券の所持人が同様に利用しうるものでなければならない。当該本外国指標連動証券は、保有し、再発行し、転売し、または発行者の選択によりいずれかの支払代理人に消却のために引渡すことができる。

(g) 消却

償還された本外国指標連動証券はすべて、直ちに消却される。消却された本外国指標連動証券および上記「(f) 買入」に従い買入れかつ消却された本外国指標連動証券はすべて、代理人に引渡されるものとし、これを再発行または転売することはできない。

3 支払

(a) 支払方法

日本円（以下「支払通貨」という。）による支払いは、当該支払通貨の国の主要金融センターにおける銀行に被支払人が開設する当該支払通貨口座（日本国の非居住者への日本円による支払いの場合は、非居住者口座）への貸記または振込みにより、または被支払人の選択により同銀行宛ての当該支払通貨建て小切手により行われる。

2020年11月20日（ロンドン時間）付の最終条件書（以下「最終条件書」という。）に別途定められていない限り、支払いはすべての場合に、() 支払場所のこれに適用ある財務その他の法令諸規則に従い（ただし、下記「7 租税 1 . 追加額」の規定に影響を与えない。）、() 合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、および() 合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除（以下「第871条(m)源泉徴収」という。）の対象となる。さらに、本外国指標連動証券の支払額に関して課される第871条(m)源泉徴収の額の決定に際して、発行者は、適用ある法律に基づき別途適用可能な源泉徴収の免除または減額にかかわらず、かかる支払いに適用ある最高利率で「配当同等物」（合衆国内国歳入法第871条(m)に定義される。）に対して源泉徴収を実施する権利を有するものとする。

対象合衆国有価証券（すなわち、合衆国が源泉の配当を支払う有価証券）または合衆国有価証券を含む指数に関する正味配当金の再投資を提供する本外国指標連動証券に関して、かかる合衆国有価証券または合衆国有価証券を含む指数を参照する本外国指標連動証券のすべての支払いは、70%の割合で再投資されるかかる合衆国有価証券の配当を参照して算出される可能性がある。かかる場合、当該支払額の算出に際して、当該合衆国有価証券に関する配当同等支払い（合衆国内国歳入法第871条(m)に定義される。）の30%は、本外国指標連動証券の所持人による配当同等支払いの総額から源泉徴収されたとみなされ、合衆国の連邦所得税の目的のため

に合衆国内国歳入庁に送金される。発行者は、第871条(m)による源泉徴収されたとみなされた金額を理由として本外国指標連動証券の所持人に対して追加額を支払うことはない。

(b) 確定券面についての支払い

本外国指標連動証券の確定券面にかかる元金の支払いは、（以下に定めるところに従い）確定券面の呈示および引渡し（または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載）のみにより上記(a)に定める方法により、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所で行われる。小切手による上記(a)に基づく支払いは、当該持参人により提示された合衆国外の住所に郵送または交付される。適用法令および諸規則に従い、振込みによる当該支払いは、合衆国外に所在する銀行に被支払人が開設する口座に対して、直ちに現金化可能な資金により行われる。下記に定めるところに従い、本外国指標連動証券の確定券面にかかる支払いは、発行者またはいずれかの支払代理人の合衆国におけるいずれかの事務所もしくは代理機関での当該確定券面の呈示により行われることはなく、また当該支払いが合衆国における口座への振込みまたは住所への郵送により行われることもない。

(c) 大券についての支払い

大券により表章される本外国指標連動証券にかかる元金の支払いは（以下に定めるところに従い）、当該大券を合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において呈示または引渡すことによって、確定券面に関して上記で述べた方法その他当該大券に定める方法により行われる。当該大券の呈示または引渡しに対して行われる各支払いの記録は、かかる呈示または引渡しが行われた支払代理人により当該大券上になされ、かかる記録は支払いがなされたことの一応の証拠となる。

大券の所持人（または、信託証書（下記「11 その他（1）」に定義する。）に定めるところでは、トラスティー）は、当該大券により表章される本外国指標連動証券についての支払いを受けることのできる唯一の権利者であり、発行者は、当該大券の所持人（または場合によりトラスティー）に対しまたはその指図に従って支払いを行えば、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアバンクS.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録において当該大券が表章する本外国指標連動証券の特定の額面金額の実質的所持人である则表示された者は、発行者が当該大券の所持人（または場合によりトラスティー）に対しまたはその指図に従って行った各支払いの自己の持分についてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ請求権を有する。当該大券の所持人（または場合によりトラスティー）以外の者は、かかる大券上の期限が到来したいかなる支払いについても発行者に対して請求権を有することはない。

(d) 支払日

本外国指標連動証券に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本外国指標連動証券の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延に関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、東京において、商業銀行および外国為替市場が、支払の決済を行い、通常の業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

(e) 元本の解釈

「本外国指標連動証券の概要」において、本外国指標連動証券に関する元本には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

- () 下記「7 租税 1. 追加額」に基づき元本に関し支払われることのある追加額または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束に従い支払われることがある追加額。
- () 本外国指標連動証券の満期償還額。
- () 本外国指標連動証券の早期償還金額。
- () 本外国指標連動証券の所持人の選択による償還額。
- () 本外国指標連動証券に基づきまたは本外国指標連動証券について発行者により支払われることがあるプレミアムまたはその他の金額。

4 本外国指標連動証券の地位

本外国指標連動証券は、発行者の直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務であり、本外国指標連動証券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、（適用法のもとでその時々存在する例外を除き）発行者のその時々において残存する他の一切の無担保債務（劣後債務を除く。）と、同順位である。

5 債務不履行事由

下記事由（以下それぞれ「債務不履行事由」という。）が1つでも発生しかつ存続している場合、トラスティーはその裁量で、信託証書に定めるところにより本外国指標連動証券がその期限の利益を喪失し、額面金額につき100万円で直ちに支払うべき旨を発行者に通知することができ、これにより、本外国指標連動証券についてのかかる支払義務は直ちに発生するものとする。また、その時の本外国指標連動証券の未償還額面金額の少なくとも5分の1以上を保有する本外国指標連動証券の所持人による書面の請求を受けた場合または特別決議によりかかる指示を受けた場合（いずれの場合も、トラスティーが満足する補償、担保および／または資金提供を受けることを条件とする。）は、トラスティーはかかる通知を行わなければならない。ただし、かかる権利行使は、下記(a)に記載の事由の場合を除いて、トラスティーが、当該事由がトラスティーの意見によれば本外国指標連動証券の所持人の利益を著しく害することを証明した場合に限るものとする。

- (a) 本外国指標連動証券のいずれかについて支払期限の到来した元金額が本外国指標連動証券の要項に従って支払うべきときにその支払いの不履行が7日を超えた場合
- (b) 本外国指標連動証券または信託証書上のいずれかの義務、条件または規定（本外国指標連動証券のいずれかについて支払期限が到来したいずれかの金額の支払義務を除く。）の発行者による履行または遵守について不履行があり、かつ（トラスティーが当該不履行の治癒が可能と考える場合に限り）当該不履行が、その治癒を要求するトラスティーから発行者に対する最初の書面による通知から30日（またはトラスティーがこれより長い期間を認めた場合には当該期間）以内にトラスティーが満足する形で治癒されなかった場合
- (c) 少なくとも1,000万米ドル（もしくは他の通貨のその相当額）の額面総額を有する発行者のいずれかの金融債務（以下に定義される。）がその条項についての不履行によりもしくは不履行として事実上扱われる事由により期限の利益を喪失する場合、または当該金融債務の担保の実行手続がとられる場合、または発行者が支払期限の到来時にもしくは適用ある支払猶予期間（当初規定されたもの）の満了時にいずれかの当該金融債務の返済を履行しない場合、または少なくとも1,000万米ドル（もしくは他の通貨のその相当額）の額面総額を有する他人のいずれかの金融債務についての保証もしくは補償について期限が到来しかつ履行請求を受けたときにこれを履行しない場合
- (d) 発行者が、新設合併、統合、吸収合併、再編成もしくはその他類似の取決め（その条項についてトラスティーもしくは本外国指標連動証券の所持人の特別決議のいずれかにより書面で事前に承認を受けている場合に限る。）の目的による場合もしくはこれらに従う場合以外で、清算もしくは解散されるべき旨の有効な決議が可決され、または管轄裁判所の命令が下される場合
- (e) 発行者の資産もしくは事業の全部もしくは重要な部分に関して担保権者のために占有がなされるか、または管財人が任命される場合
- (f) 発行者の財産の重要な部分に対して差押え、執行または仮差押えが実行または訴求され、30日以内にこれが取消されない場合
- (g) 発行者が支払停止（適用ある破産法の意味におけるもの）をし、または（上記(d)に記載の新設合併、統合、吸収合併、再編成もしくはその他類似の取決めの目的以外で）事業の遂行を停止し、もしくは発行者の取締役会の公式な行為によりかかる停止を行う恐れがあり、または期限が到来した債務を支払うことができない場合
- (h) 日本の管轄裁判所が発行者に関して破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「破産法」という。）に基づく破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含む。）（以下「会社更生法」という。）に基づく更生手続もしくは民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含む。）（以下「民事再生法」という。）に基づく再生手続を開始し、または日本以外の法域における管轄裁判所が発行者に関して当該法域における適用法に基づく類似の手続を開始し、かかる手続が60日以内に取消されまたは中止されない場合
- (i) 発行者が、破産法に基づく破産手続、会社更生法に基づく更生手続、民事再生法に基づく再生手続または日本以外の法域における適用法に基づく類似の手続を申立てるか、またはこれに同意する場合
- (j) 日本の管轄裁判所が、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）に従い、発行者の解散を決定した場合、または発行者の株主総会が発行者の任意解散および清算を決議した場合

上記(c)の目的上、「金融債務」とは、（ ）借入金、（ ）手形引受けもしくは引受け信用状に基づくもしくはこれに関する債務または（ ）ノート、社債、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券（公募、私募、買収対価もしくはその他によるかどうか、また、現金を対価としてもしくは全部もしくは一部が現金以外を対価として発行されたかどうかを問わず、募集、発行もしくは分売されたもの）のまたはこれに関する一切の現在または将来の債務（元金、プレミアム、利息またはその他の金額であるかどうかを問わない。）を意味する。米ドル以外の通貨建てのまたは米ドル以外の通貨で支払われるいずれかの金

融債務は、当該不履行が発生するロンドンにおける暦日（または、何らかの理由により当該レートが当日に入手できない場合は、その後入手可能な最も早い日）に代理人により建値された、当該通貨の買いに対する米ドルの売りの直物レートで米ドルに換算するものとする。

6 社債権者集会、変更および権利放棄

信託証書には、本外国指標連動証券の要項または信託証書の条項のいずれかの修正の特別決議による承認を含め、本外国指標連動証券の所持人の利益に関わる事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が盛り込まれている。かかる社債権者集会は発行者またはその時未償還の本外国指標連動証券の券面総額の5%以上を保有する本外国指標連動証券の所持人の要請により招集される。かかる集会において特別決議を可決するための定足数はその時未償還の本外国指標連動証券の券面総額の50%以上を保有または代表する者1名以上の出席とし、延会においては、保有もしくは代表する本外国指標連動証券の券面総額にはかかわらず本外国指標連動証券の所持人であるかまたはこれを代理する者1名以上の出席とする。ただし、本外国指標連動証券の要項の一定の規定の修正（本外国指標連動証券の満期償還日の支払日の修正、本外国指標連動証券について支払われるべき元金の減額もしくは取消し、もしくは本外国指標連動証券の支払通貨の変更を含む。）または信託証書の一定の規定の修正を議題に含むいずれかの集会の場合、特別決議を可決するための定足数は、その時未償還の本外国指標連動証券の券面総額の3分の2以上、また延会の場合は3分の1以上を保有するかまたは代表する者1名以上の出席とする。信託証書には、（ ）信託証書に従い適法に招集・開催された社債権者集会において、決議における投票総数の4分の3以上の多数で可決された決議、（ ）その時未償還の本外国指標連動証券の券面総額のすべての所持人によりもしくは当該所持人に代わって署名された書面決議、または（ ）その時未償還の本外国指標連動証券の券面総額のすべての所持人によりもしくは当該所持人に代わって、関連する決済機関を通じた、電子的方法によりなされた同意は、いずれの場合も本外国指標連動証券の所持人の特別決議として有効である旨が記載されている。本外国指標連動証券の所持人により可決された特別決議は、すべての本外国指標連動証券の所持人（当該集会への出席の有無および当該決議において投票したか否かに関わらず）を拘束する。発行者の持株会社またはその子会社のいずれか（発行者または発行者の子会社を除く。）により、それらの利益のために、またはそれらに代わって保有される本外国指標連動証券は、（とりわけ）（ ）社債権者集会の定足数が満たされているか否かの決定、（ ）書面による特別決議および（ ）電子的方法による同意のために、合算することができる。

信託証書には、トラスティーは、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、本外国指標連動証券の所持人の利益を著しく害しないと判断する場合は、本外国指標連動証券の要項もしくは信託証書のいずれかの規定の修正（ただし、上記を条件とする。）もしくはそのいずれかの違反もしくは予定される違反の放棄もしくは承認に同意し、もしくはかかる決定がなければ債務不履行事由もしくは潜在的な債務不履行事由（信託証書に定義される。）を構成することになる条件、事由もしくは行為をそのように扱わないものとする決定を行い、または本外国指標連動証券の要項のいずれかもしくは信託証書の規定のいずれかの修正で、形式的、重要性がないもしくは技術的な性質のもの、または明白な誤謬もしくは証明済みであるとトラスティーが判断する誤謬を是正するために行われるものに同意を与えることができる旨が記載されている。いかなるかかる修正、放棄、承認または決定も、本外国指標連動証券の所持人を拘束する。また、トラスティーが別段の合意をしない限り、かかる修正は、下記「10 通知」に従い可及的速やかに本外国指標連動証券の所持人に通知される。

トラスティーは、その信託、権力、権限または裁量（修正、放棄、承認または下記「11 その他（4）」に記載する債務者の交代を含むが、それらに限定されない。）のいずれかの行使に関して、集団としての本外国指標連動証券の所持人の利益を考慮し、特に（ただし、これに限定されない。）、個々の本外国指標連動証券の所持人が何らかの目的でいずれかの特定の領土に住所を有しもしくは居住し、またはその他かかる領土に関係もしくはその管轄に服することにより生じるこれらの者についてのかかる行使の結果に配慮しないものとし、トラスティーは、かかる行使が個々の本外国指標連動証券の所持人に及ぼす税務上の結果について（下記「7 租税 1. 追加額」に定める範囲を除き、および/または信託証書に基づく下記「7 租税 1. 追加額」の追加的または代替的な約束を除き）発行者または他の者に何らの補償または支払いを要求することもできず、またいかなる本外国指標連動証券の所持人も発行者または他の者にかかる請求をすることはできない。

7 租税

1. 追加額

発行者によるもしくは発行者に代わる本外国指標連動証券にかかる元金の支払いはすべて、税務当局によりまたはそのために課せられもしくは徴収される現在または将来の租税公課についてもしくはそのために源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律により要求される場合はこの限りでない。その場合、発行者は、本外国指標連動証券の所持人がかかる源泉徴収または控除後にその本外国指標連動証券について受領した正味金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ受領し得たであろう金額と同額になるように追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本外国指標連動証券については支払われないものとする。

(a) ()本外国指標連動証券の発行時に有効な租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第6条に基づき、法人が国外において発行した債券（民間国

外債）に適用される日本国の所得税の控除（源泉徴収税を含む。）との関係において、日本国の税法上、日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人として扱われる所持人、または日本国の居住者個人もしくは日本国の内国法人ではなくとも租税特別措置法施行令で定められた発行者の特殊関係者である所持人、または（ ）当該本外国指標連動証券の単なる所持もしくは所有以外で税務当局と何らかの関係を有することにより当該本外国指標連動証券について当該租税公課の納税義務を負う所持人またはこれを代理する第三者に対する場合

- (b) 当該源泉徴収または控除の適用除外に関して日本国の法律の要件に該当しない所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (c) 関連日（以下に定義される。）から30日を超えて支払いのために呈示された場合（ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日に支払いのためにこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有するときはこの限りでない。）

本外国指標連動証券の要項における他の規定にかかわらず、いかなる場合も、（ ）合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、または（ ）合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき課される源泉徴収もしくは控除についてもしくはそのために、発行者は、本外国指標連動証券に関連した追加額を支払うことを要しない。

本項において、「税務当局」とは、日本国または課税権を有する同国のもしくは同国内の政治下部組織もしくは当局をいう。「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来する日をいう。ただし、当該支払期限の日以前に支払われるべき金額の全額が代理人またはトラスティーにより適法に受領されていない場合は、当該金額の全額がそのように受領され、その旨の通知が下記「10 通知」に従い本外国指標連動証券の所持人に適法になされた日を意味する。

2. 日本国の租税

本外国指標連動証券に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下の通りである。

本外国指標連動証券の償還額が本外国指標連動証券の取得価額を超える場合の償還差益および本外国指標連動証券の償還額が本外国指標連動証券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本外国指標連動証券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、その譲渡損益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

日本国の居住者について生じる、本外国指標連動証券に係る償還差損益および譲渡損益は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る所得・損失との損益通算および繰越控除が認められる。

8 消滅時効

本外国指標連動証券は、関連日（上記「7 租税 1. 追加額」に定義される。）から10年（元金の場合）以内に支払いのために呈示されないときは無効となる。

9 準拠法および送達代理人の任命

(a) 準拠法

信託証書および本外国指標連動証券に起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

(b) 管轄裁判所

(イ) 下記(ハ)に従い、英国の裁判所は、信託証書、本外国指標連動証券の存在、有効性、解釈、執行、違反もしくは終了または信託証書、本外国指標連動証券の無効の結果についてのあらゆる紛争、ならびに信託証書、本外国指標連動証券に起因または関連して生じうるあらゆる契約によらない義務に関するあらゆる紛争を含む、信託証書、本外国指標連動証券に起因または関連して生じうる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属管轄権を有する。したがって、あらゆる紛争に関連する発行者およびトラスティーならびに本外国指標連動証券の所持人のそれぞれは、英国の裁判所の専属管轄権に服する。

(ロ) 本「9 準拠法および送達代理人の任命 (b) 管轄裁判所」の目的上、発行者、英国の裁判所が紛争を解決するためには不都合または管轄違いであることを理由として、英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。

（ハ）法律により認められる範囲で、トラスティー、本外国指標連動証券の所持人は、一または複数のあらゆる紛争に関して、（ ）管轄権を有するその他の裁判所における手続および（ ）複数の法域において同時に手続をとることができる。

（c）送達代理人の任命

発行者、現在EC2Y 8HQロンドン、ワン・シルク・ストリートに所在するハックウッド・セクリタリーズ・リミテッドを訴状送達代理人として任命している。ハックウッド・セクリタリーズ・リミテッドが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行者、あらゆる紛争について、トラスティーにより承認された他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

10 通知

本外国指標連動証券に関するすべての通知は、ロンドンで一般に頒布されている一流の英語日刊紙に掲載される場合に有効であるものとする。かかる掲載は、フィナンシャル・タイムズまたはトラスティーが承認するロンドンの別の日刊紙（あるいはもしこれが可能でない場合は、ヨーロッパで一般に頒布されているトラスティーが承認する別の英語日刊紙）に行われる予定である。かかる通知は当該掲載日に、または異なる日に2回以上にわたって掲載されもしくは2紙以上に掲載することが要求される場合はすべての要求される新聞における最初の掲載日になされたものとみなされる。

本外国指標連動証券について確定券面が発行されるまで、大券がユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグのためにその全部について保有されている限り、かかる日刊紙への当該掲載に代えてユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグから本外国指標連動証券の所持人に対する連絡のために当該通知をこれら各機関に交付することができる。このようにして行われた通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該通知日から3日目に本外国指標連動証券の所持人に対して行われたものとみなされる。

いずれかの本外国指標連動証券の所持人からなされる通知は、（確定券面による本外国指標連動証券の場合）関連する本外国指標連動証券とともに書面による当該通知を代理人に提出することによりなされるものとする。本外国指標連動証券のいずれかが大券により表章されている間は、当該通知は、代理人ならびにユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合により）がこの目的のために承認することがある方法で、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合により）を通じて代理人に行うことができる。

11 その他

（1）本外国指標連動証券は、とりわけ、発行者およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー（以下「トラスティー」といい、かかる表現はその承継者を含む。）の間で締結された2007年12月18日付の信託証書（随時、修正、補足および／または改訂されるもので、以下「信託証書」という。）により創設される。本外国指標連動証券は、発行者、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者およびトラスティーの間で締結された2019年11月20日付の代理契約証書（随時、修正および／または補足されるもので、以下「代理契約」という。）の利益を受ける。

トラスティーは、すべて信託証書の規定に従って、本外国指標連動証券の所持人の利益のために行為する。

信託証書および代理契約の写しは、トラスティーの登録事務所（2019年11月20日現在、ロンドンEC2V 7EX、ウッド・ストリート100、5階）で閲覧することができる。適用ある最終条件書の写しは、本外国指標連動証券の所持人による当該本外国指標連動証券の所持およびその身元についてトラスティーまたは関係支払代理人（場合により）の満足する証拠を提出することにより、当該本外国指標連動証券の所持人はこれを閲覧することができる。本外国指標連動証券の所持人は、信託証書、代理契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

（2）本外国指標連動証券は、当初、恒久大券により表章され、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを代理する共同預託機関に預託される。

恒久大券に係る元金またはその他の金額の支払いは、合衆国人証明書（適用される納税義務に関する証明書を除く。）を要求されることなく、恒久大券の呈示または提出（場合により）によりユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて行われる。恒久大券は、以下の限られた状況（それぞれを以下「交換事由」という。）において、そのすべて（一部は不可）を無料で確定券面に交換することができる。交換事由とは、（ ）恒久大券がユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関のために保管され、決済機関が14日間継続して休業（法律その他による休日による場合を除く。）しているかまたは業務を永久に中止する旨を発表したかまたは実際に永久に業務を中止し、トラスティーが満足する代替の決済機関が存在しない旨を発行者が通知した場合、または（ ）恒久大券に表章される本外国指標連動証券に関して債務不履行事由が発生し、継続している場合をいう。かかる状況において、発行者は、上記（ ）ま

たは()の関係事由の発生後60日以内に、恒久大券一式との交換により確定券面を発行する。発行者は、交換事由が発生した場合、本外国指標連動証券の所持人に対して速やかに通知する。かかる交換は、代理人による最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

以下二段落に記載されるところを条件に、本外国指標連動証券に対する権利は、代理契約および信託証券の規定に従って交付により移転する。発行者、トラスティーおよび支払代理人は、（法律により別段の要求がある場合を除き）本外国指標連動証券の持参人を（期限を経過しているか否かにかかわらず、またいかなる所有の通知もしくは券面上になされた記載または券面の紛失もしくは盗失の通知にかかわらず）すべての目的のためにその絶対的所有者とみなし、かつ扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の記載の規定を条件とする。

本外国指標連動証券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグを代理する共同預託機関によって保有される大券によって表章されている限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録にその時特定の額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として示されている（この点に関して、いずれかの者の口座における本外国指標連動証券の額面金額の残高に関するユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグにより発行されたいかなる証明書またはその他の文書も、明白な誤謬または証明済みの誤謬の場合を除きあらゆる目的上確定的でかつ拘束力があるものとする。）各人は、発行者、支払代理人およびトラスティーにより、当該額面金額の当該本外国指標連動証券にかかる元金の支払いに関する場合を除いてあらゆる目的上当該額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として扱われるものとする。元金の支払いについては、関係大券の持参人は発行者、支払代理人およびトラスティーにより関係大券および信託証券の条項に従い当該額面金額の当該本外国指標連動証券の所持人として扱われる。「本外国指標連動証券の所持人」ならびに関連表現は、これに従って解釈されるものとする。大券に表章されている本外国指標連動証券は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ（場合により）のその時々規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルグという場合、これには、前後の文脈が許すときはいつでも発行者、代理人およびトラスティーにより承認されたいずれかの追加的または代替的な決済機関を含むものとみなされる。

- (3) 本外国指標連動証券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「合衆国証券法」という。）または合衆国内の州もしくはその他の法域において適用される証券法に基づく登録がなされておらず、またなされる予定もなく、合衆国税法の要件に服する。特定の例外的な場合を除き、本外国指標連動証券は合衆国において募集、販売または交付されてはならない。

また、本外国指標連動証券の募集開始から40日が経過するまでは、ディーラー（当該募集に参加しているか否かを問わない。）による本外国指標連動証券の合衆国内における募集または販売が、合衆国証券法の登録要件に違反する可能性がある。

恒久大券の表紙に記載される所定の文言は、必要に応じて、上記各段落を参照する形で修正される。

- (4) トラスティーは、その裁量により催告をすることなく、信託証券および本外国指標連動証券に基づく発行者の義務を強制実現するために自らが適切と料する発行者に対する手続をとることができる。ただし、トラスティーは、()本外国指標連動証券の所持人の特別決議によりそのように指示されるかまたは本外国指標連動証券の未償還額面金額の少なくとも5分の1の所持人から書面によりそのように要請された場合で、かつ()その満足する程度に補償、担保および／または資金の提供を受けた場合でなければ、いかなるかかる手続をとりまたはその他の行為を行う義務も負わないものとする。本外国指標連動証券の所持人は、発行者に対して直接手続をとることはできないが、トラスティーが手続をとる義務を負うことになったにもかかわらず合理的期間内にこれを実行せず、かかる懈怠が継続している場合は、この限りでない。

- (5) トラスティーは、発行者から要請された場合は、本外国指標連動証券の所持人の同意なしに、信託証券、本外国指標連動証券の主たる債務者としての発行者（または本項による従前の代替者）が発行者の事業承継者（以下に定義される。）（以下「代替債務者」という。）と交代することを発行者と以下の条件で合意するものとする。()英国においてトラスティーが承認する弁護士および代替債務者の設立準拠地におけるトラスティーが承認する弁護士からトラスティーが満足する形式と内容の法律意見書が入手されること、()代替債務者の適法に授權された役員から、トラスティーが満足する形式と内容の弁済能力の証明書がトラスティーに発行されること、()ＪＣＲとＲ＆Ｉのいずれかまたは両方が本外国指標連動証券の発行にかかるプログラムに格付を与えている場合は、ＪＣＲおよび／またはＲ＆Ｉ（場合により）から、いずれの場合でも同社が予定の交代が生じたことのみによって当該格付を引き下げることはない旨の確認をトラスティーが受領していること、()ＪＣＲとＲ＆Ｉのどちらも本外国指標連動証券の発行にかかるプログラムに格付を与えていない場合は、代替債務者が発行者の事業承継者となる直前に、代替債務者による交代が予定されている発行者が有していた純資産と少なくとも等しい純資産（連結決算書が代替債務者により作成される場合は、連結ベース）を、代替の実行時に有していること、および()信託証券に規定される一定のその他条件が遵守されること。

本外国指標連動証券の要項の目的上「事業承継者」とは、発行者に関して、合併または再建の結果、以下に該当する会社を意味する。

- () 当該合併または再建の直前に発行者が所有していた事業および資産を実質的にすべて所有していること。
- () 発行者の承継者として、当該合併または再建の直前に発行者が行っていたすべてまたは実質的にすべての事業を行っていること。

(6) 代理人および支払代理人

代理人および他の支払代理人ならびにこれらの指定事務所は以下のとおりである。

代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店

(The Bank of New York Mellon, London Branch)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, England)

支払代理人 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ブイ・ルクセンブルグ支店

(The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2453 リュー・ユージェヌ・リュペール2-4 フェルティゴ・ビル

ディング - ポラリス

(Vertigo Building-Polaris, 2-4 rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg)

発行者は、トラスティーの事前の承認を得て、いずれかの支払代理人の任命を解除し、および／または追加もしくはその他の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、以下の条件に従う。

- () ヨーロッパ大陸においてトラスティーが承認する都市において指定事務所を有する支払代理人を常時擁すること
- () 常時、代理人を擁すること

いかなる変動、解除、任命または変更も、上記「10 通知」の規定に従った本外国指標連動証券の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知後にのみ、効力を有するものとする（ただし、倒産の場合は、直ちに効力が発生する。）。

(7) 追加発行

発行者は、本外国指標連動証券の所持人の同意を得ることなく、全ての点において本外国指標連動証券と同順位の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本外国指標連動証券と統合して単一のシリーズとすることができる。

指数の概要

iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）

概要

iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）の構成銘柄は、iSTOXX MUTBジャパंकオリティ150インデックスから選定されている。基となるインデックスにおける銘柄は、管理職女性比率、女性役員比率、保育設備手当、並びに妊娠、育児、転居及びその他の理由により職を離れていた従業員の再雇用制度、という4つの指標についてスクリーニングされる。「女性活躍スコア」は、これら4つの指標から算出される。iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックスは、iSTOXX MUTBジャパंकオリティ150インデックスから「女性活躍スコア」の高い銘柄を上から順に30銘柄選定する。30位の閾値において複数の企業が同一の「女性活躍スコア」を有する場合は、iSTOXX MUTBジャパंकオリティ150インデックスの構成銘柄用に算出された「クオリティスコア」の高い企業が優先される。

インデックス・レビュー（見直し）

選定リスト：

本インデックスのユニバースはiSTOXX MUTBジャパンプオリティ150インデックス。「女性活躍スコア」は、次の4つの指標（出所：東洋経済新報社）から、全銘柄に対して算出される。

- ・女性管理職比率：各銘柄は、比率が30以上の場合のスコアは「1」、比率が15以上30未満の場合のスコアは「0.5」を割り当てられる。それ以外の場合のスコアは、「0」。
- ・女性役員比率：比率が5以上の場合、当該企業にはスコア「1」が割り当てられ、比率が2.5以上5未満の場合、当該企業にはスコア「0.5」が割り当てられる。それ以外の場合のスコアは「0」。
- ・保育設備手当：企業がこのような手当を提供している場合、当該企業はスコア「1」を獲得する。それ以外の場合は「0」。
- ・再雇用制度：企業が再雇用制度を設けている場合、当該企業はスコア「1」を獲得する。それ以外の場合は「0」。

「女性活躍スコア」は、上記の4項目の合計。

構成銘柄リスト：

構成銘柄のICB（業種）区分に基づき次の業種グループのうちの1つに割り当てられる。

グループ分け	ICBコード
エネルギー	業種60
素材	業種55
工業製品	業種50
生活必需品	業種45
ヘルスケア	業種20
一般消費財	業種40
通信	業種15
公益事業	業種65
金融	業種30
不動産	業種35
テクノロジー	業種10

対象となる全企業は、その後、それらの「女性活躍スコア」の降順にランク付けされる。複数の企業が（基準日に）同一の「女性活躍スコア」を有する場合、iSTOXX MUTBジャパンプオリティ150インデックスの構成銘柄のために算出された「クオリティスコア」の高い企業が優先される（同一基準日）。「クオリティスコア」に関する詳細は、iSTOXXメソドロジーガイドに記載されている。

上位30社が選定されるが、11の業種グループのうち1業種グループから選定される企業は最大で10社まで。

レビュー頻度：

インデックス・レビューは、定期的な構成銘柄の入れ替えに関するレビューであり、6月と12月の半年ごとに行われる。基となるデータの基準日は、レビュー月の前月の最終取引日。基となるユニバースは、iSTOXX MUTBジャパンプオリティ150インデックスの新しい構成銘柄（レビュー月（6月と12月）の第3金曜日の直後の月曜日時点）。

ウェイト・ファクター：

全構成銘柄は、3月、6月、9月及び12月の四半期ごとに、等金額投資となるようウェイトが調整（イコール（均等）ウェイト調整）される。

ウェイト・ファクターは、次のとおり、レビュー月の第2金曜日の前日の木曜日のユーロの終値（pi）を基準としている。

ウェイト・ファクター = $(1,000,000,000 \times w_i / p_i)$ （小数点以下四捨五入）

iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）

概要

iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）の構成銘柄は、iSTOXX MUTBジャパンプオリティ150インデックスから選定されている。サステナリティクス社により特定された、グローバル・スタンダード・スクリーニング（GSS）の基準を満たしていない企業又は「問題性のある兵器」に関連する活動に従事している企業は、選定の対象外となる。iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックスは、iSTOXX MUTBジャパンプオリティ150インデックスにおける対象となる銘柄から、「ESGリスクレーティングスコア」の良い銘柄を上から順に30銘柄選定する。30位の閾値において複数の企業が同一の「ESGリスクレーティングスコア」を有する場合は、iSTOXX MUTBジャパンプオリティ150インデックスの構成銘柄用に算出された「クオリティスコア」の高い企業が優先される。

インデックス・レビュー（見直し）

インデックス・レビューの基準日は、インデックス・レビュー月の前月の最終公表日であり、また、この日以降、除外基準一式がiSTOXX MUTBジャパバンクオリティ150インデックスに適用される。

グローバル・スタンダード・スクリーニング（GSS）：

STOXXは、サステナリティクス社のグローバル・スタンダード・スクリーニング（GSS）査定に基づき基準を満たしていない企業を除外する。サステナリティクス社は、環境、ソーシャル、ガバナンス（ESG）のグローバル評価（レーティング）および調査業務を実施し、企業・機関投資家等に提供する業務を行う会社であり、GSSは、国連グローバル・コンパクト（UNGC）原則、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業ガイドライン、ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）及びそれらの基礎をなす協定に正式に規定された、一般的に認められている国際的な規範及び基準に違反している又は違反するおそれがある企業を特定する。

問題性のある兵器：

STOXXは、サステナリティクス社が特定した問題性のある兵器に関与していると企業を除外する。

次の兵器が問題性があると考えられている：対人地雷、生物兵器及び化学兵器、クラスター兵器、劣化ウラン、核兵器並びに白リン弾。

関与の基準は次のとおりである。

- ・内部製造又は販売を行っている場合。
- ・最終的な持株会社が、関与した企業の議決権の10%超を有する場合。
- ・ある企業の議決権の10%超が関与した企業によって保有されている場合。

iSTOXX MUTBジャパバンクオリティ150インデックスの残りの銘柄は、その後、サステナリティクス社により提供された「ESGリスクレーティングスコア」を基にスクリーニングされる。スコアを有していない銘柄は、選定に際して考慮されない。

対象となる銘柄は、それらのICB（業種）区分に基づき次の業種グループのうちの1つに割り当てられる。

グループ分け	ICBコード
テクノロジー	業種10
通信	業種15
ヘルスケア	業種20
金融	業種30
不動産	業種35
一般消費財	業種40
生活必需品	業種45
工業製品	業種50
素材	業種55
エネルギー	業種60
公益事業	業種65

当該企業は、それらの「ESGリスクレーティングスコア」の昇順にランク付けされる（低いスコアが良いESGリスクレーティングパフォーマンスを意味する。）。複数の企業が基準日に同一の「ESGリスクレーティングスコア」を有する場合、iSTOXX MUTBジャパバンクオリティ150インデックスの構成銘柄に算出された「クオリティスコア」の高い企業が優先される（同一基準日）。「クオリティスコア」に関する詳細は、iSTOXXメソドロジーガイドに記載されている。

ESGリスクレーティングが低い順に上位30社が選定されるが、11の業種グループのうち1業種グループから選定される企業は最大で10社まで。

レビュー頻度：

インデックス・レビューは、6月と12月の半年ごとに行われる。基となるデータの基準日は、レビュー月の前月の最終取引日。基となるユニバースは、iSTOXX MUTBジャパバンクオリティ150インデックスの新しい構成銘柄（レビュー月（6月と12月）の第3金曜日の直後の月曜日時点）。

ウェイト・ファクター：

全構成銘柄は、3月、6月、9月及び12月の四半期ごとに、イコール（均等）ウェイト調整される。

ウェイト・ファクターは、次のとおり、レビュー月の第2金曜日の前日の木曜日のユーロの終値（pi）を基準としている。

ウェイト・ファクター = $(1,000,000,000 \times w_i / p_i)$ （小数点以下四捨五入）

iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）

概要

iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）は、各事業分野において優位にある、30銘柄以上の日本銘柄のパフォーマンスを追跡する。当該銘柄は、STOXXジャパン600インデックス（REITを除く。）の中から選定される。

売上高エクスポージャー及び市場占有度を特定するためにFactSet Revere（RBICS）データを用いる。

インデックス・レビュー（見直し）

本インデックスのユニバースはSTOXXジャパン600インデックス（REIT並びにICBコード302030及び351020の銘柄は対象外）。「市場シェアスコア（MSS）」は、日本において市場シェアが高い銘柄を特定するために、対象となる銘柄について算出される。

MSSを得るためには、STOXXジャパントータル・マーケット・インデックス構成銘柄の売上高及びそれらのFactSet Revere（RBICS）レベル6のエクスポージャーが用いられる。同じ企業が複数銘柄を上場している場合、最も流動性の高い銘柄のみ対象となり、MSSの算出に使用される。

STOXXジャパントータル・マーケット・インデックスの各銘柄について、レベル4売上高エクスポージャーの総計は、同じレベル4セクターに属するレベル6セクター・エクスポージャーを総和することにより、得られる。各L4セクターsのうちの各企業iの売上高を示す $S_{i,s}$ は、次のように算出される。

$$S_{i,s} = L4 \text{ 売上高エクスポージャー}_{i,s} \times \text{総売上高}_s$$

各セクターsにおける各企業iの市場シェアを示す $\text{市場シェア}_{i,s}$ は、次のようにして得られる。

$$\text{市場シェア}_{i,s} = \frac{S_{i,s}}{\sum_{j=1}^N S_{j,s}}$$

独自の総合的な「 市場シェアスコア_i (MSS_i)」が、当該銘柄について、次のように算出される。

$$\text{市場シェアスコア}_i = \frac{\sum_{s=1}^{\text{セクター}} \text{市場シェア}_{i,s} \times S_{i,s}}{\sum_{s=1}^{\text{セクター}} S_{i,s}}$$

ここにおいて、次のとおりとする。

i 企業i

s セクターs

N STOXXジャパントータル・マーケット・インデックスの銘柄数

セクター 企業iがエクスポージャーを有するL4セクターの数

「市場シェアスコア（MSS）」は、対象となる銘柄であるSTOXXジャパン600インデックスからREITを除いたものに対応付けされる。当該企業は、MSSの降順にランク付けされる。複数の企業が（基準日）に同一のMSSを有する場合、浮動株考慮後時価総額の大きい企業が優先される。50%以上のMSSを有する全企業が選定される。この基準を満たす構成銘柄の数が30を下回る場合、MSS値の最も高い30銘柄が選定される。

レビュー頻度：

インデックス・レビューは、6月と12月の半年ごとに行われる。基となるデータの基準日は、レビュー月の前月の最終取引日。基となるユニバースは、STOXXジャパン600インデックスの新しい構成銘柄（レビュー月（6月と12月）の第3金曜日の直後の月曜日時点）。

ウェイト・ファクター：

全構成銘柄は、3月、6月、9月及び12月の四半期ごとに、イコール（均等）ウェイト調整される。

ウェイト・ファクターは、次のとおり、レビュー月の第2金曜日の前日の木曜日のユーロの終値（ p_i ）を基準としている。

ウェイト・ファクター = $(1,000,000,000 \times w_i / p_i)$ （小数点以下四捨五入）

投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券は、発行会社の担保の裏付けがない証券であり、担保付債務ではない。また本外国指標連動証券および／または本受益権のリターンは、各本外国指標連動証券および／または各本受益権の連動指標であるiSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）、iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）およびiSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）（以下個別にまたは総称して「本指数」または「連動先指数」という。）のパフォーマンスに連動している。本外国指標連動証券および／または本受益権に投資することは、連動先指数の構成銘柄に直接投資することと同じではない。

本「投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因について記載する。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読すべきである。

以下に明示されているリスクは、本受益権への投資に内在する主要なリスクを説明したものである。以下に明示されている各リスクは、発行会社の事業、業務、財務状態または見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的には投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに以下に明示されている各リスクは、本外国指標連動証券および／または本受益権の取引価格または本受益権に基づく投資家の権利に悪影響を及ぼすおそれがあり、その結果、投資家は投資の全部または一部を失うおそれがある。

本受益権に投資しようとする者は、下記のリスクが、発行会社が直面しているリスクまたは本外国指標連動証券および／または本受益権の性質により生じうるリスクの全てではない点に留意すべきである。発行会社は、その業務および発行されうる本外国指標連動証券に関連するリスクのうち、自らが重要であると考えerるリスクのみを記載している。発行会社が現在重要でないと考えている、または現在認識していないその他のリスクが存在する可能性があり、これらのいずれかが投資家が本受益権に関して受領するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。本受益権に投資しようとする者は、本外国指標連動証券および／または本受益権に関するリスクを十分に理解できない場合、別途投資に関する助言を求めるべきである。

発行会社または保証会社の信用リスク

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還金額の支払は発行会社または保証会社の義務となっている。したがって、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等により発行会社または保証会社が本外国指標連動証券の償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあり、投資元本の全てを失うこともある。

信用格付の引き下げは、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の価値は、部分的に、発行会社または保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価の影響を受けると予想される。格付機関は発行会社または保証会社の格付けの引下げや取消を行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に指定されることがある。その結果、本外国指標連動証券および／または本受益権の価格の低下につながるおそれがある。

満期時または償還時の連動先指数の水準が、開始日時点の当該指数の水準を上回った場合でも、投資家が受領する金額が本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の元本を割り込む場合がある

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の管理費用は、本外国指標連動証券の満期時または償還時において投資家が受領する償還金額を減少させ、また管理費用および償還手数料は任意償還または期限前償還において投資家が受領する償還金額を減少させるため、投資家が本外国指標連動証券の満期時または償還時において少なくとも投資元本を受領するには、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数の数値が上昇する必要がある。償還価額の決定に際して管理費用は毎日計算され参考終値から差し引かれるため、手数料の正味の影響は時間の経過とともに累積されていくものであり、本書に定められる所定の年率にて差し引かれる。したがって、本指数の水準が上昇しない場合もしくは本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準の上昇が管理費用（任意償還もしくは期限前償還の場合には、それに加え償還手数料）のマイナスの影響を相殺するのに十分なものでない場合、または本外国指標連動証券および／もしくは本受益権の連動指標である本指数の水準が低下した場合には、投資家が満期時または償還時において受領する金額が投資元本を下回り、またはゼロになる可能性がある。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期まで本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本外国指標連動証券の償還価額相当額を受領することが予定されている。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までに本受益権を保有していた場合に受領し得た金額よりも少ない可能性がある。

本受益権の市場価格と、本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きは乖離する可能性がある

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本外国指標連動証券の償還価額の値動きと乖離する可能性がある。なお、本受益権の基準価額は、本受益権１口当たりの信託財産の評価額であり、本外国指標連動証券１券面の額面金額当たりの償還価額を受益権付与率で除することにより算出される（小数点以下は切り上げる。）

投資家は本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して利息の支払を受けるものではなく、本指数に含まれる契約に関していかなる権利も有さない

投資家は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券に関して定期的な利息の支払を受けない。投資家は、本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数に含まれる指数構成銘柄に投資している投資家であれば有する権利を有さない。

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、多数の予測不能な要因の影響を受けるおそれがある

本外国指標連動証券および／または本受益権の時価は、購入日以降、変動するおそれがある。また投資家は、本受益権を市場で売却した場合には多額の損失を被るおそれがある。発行会社は、一般にどの要因よりも本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすのは、連動先指数の構成銘柄および本指数自体の価値であると考えている。複数のその他の要因（その多くは発行会社のコントロールが及ばないものである。）が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼすこととなる。本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響を及ぼす主な要因としては、以下が挙げられる。

- ・連動先指数の水準
- ・本受益権の市場における需給状態（本受益権のマーケット・メーカーにおける在庫ポジションを含む。）
- ・本外国指標連動証券の満期までの残存期間
- ・金利
- ・認識されている発行会社または保証会社の信用力
- ・上場および店頭取引の株式デリバティブ市場における需給状態
- ・同じ連動先指数を対象とする仕組商品市場における需給状態およびヘッジ活動

これらの要因は複雑な形で相互に関係している場合があり、一つの要因が本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に及ぼす影響によって別の要因の影響が相殺されたり、または別の要因の影響が拡大する場合がある。

本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の期限前償還または消却

本外国指標連動証券は、指数調整事由の発生、債務不履行事由の発生または発行会社による本外国指標連動証券に基づく債務の履行の全部もしくは一部が違法になったかもしくは物理的に実行不可能になった場合その他の要因により、期限前償還金額の支払をすることにより期限前償還される可能性がある。かかる期限前償還金額は、いかなる場合であっても、本外国指標連動証券の償還または消却に関連して発行会社によりまたは発行会社に代わって負担された（または負担される予定の）一切の費用、損失および経費（もしあれば）（ヘッジ解約費用を含み、これらに限定されない。）が差し引かれる。かかる費用、損失および経費は、本外国指標連動証券の所持人が償還または消却時に受領する金額を減少させ、期限前償還金額をゼロまで減少させる可能性がある。発行会社は、何らかの、または特定の方法でヘッジ取引を行う義務を負っておらず、費用、損失および経費が最低限となる（または最低限となることが期待される）方法でヘッジ取引を行うことを要求されない。

インデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更は、本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびにその時価に影響を及ぼすおそれがある

連動先指数の水準の計算に関するインデックス・スポンサーの方針、ならびに連動先指数の構成および評価に影響を及ぼす変更が連動先指数にどのように反映されるかは、連動先指数の数値、ひいては満期時または償還時に本外国指標連動証券および／または本受益権に対して支払われる金額ならびに満期前の本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがある。

最終評価日において市場混乱事由が発生しておりまたは存在する場合には、償還価額の決定が延期されることがある

最終評価日における本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の償還価額の決定は、計算代理人が、かかる最終評価日において市場混乱事由が発生しているかまたは存在していると判断した場合には、これを延期することができる。ただし、決定が延期されたにもかかわらず、延期後の日においても市場混乱事由が発生しているかまたは存在している場合には、計算代理人は、かかる日において、市場環境を考慮した上で償還価額を決定することができる。

本指数に関する過去の水準は、本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の、本指数の将来のパフォーマンスを示すと解釈すべきではない

本外国指標連動証券および／または本受益権の連動指標である本指数が将来上昇するかまたは下落するかを予想することは不可能である。本受益権の信託財産である本外国指標連動証券の満期までの期間中の本指数の実際のパフォーマンス、および満期時または償還時に支払われる金額は、本指数の過去の水準とは関係していない。

本外国指標連動証券および／または本受益権に関する市場の流動性は、時間の経過とともに大幅に変化する可能性がある

本外国指標連動証券および／または本受益権の数量または額面総額は、本外国指標連動証券の任意償還、期限前償還および／または本受益権の転換によりいつでも減少する可能性がある。したがって、本受益権の市場の流動性は、本外国指標連動証券および／または本受益権の満期までの期間中に大幅に変化する可能性がある。

投資家と計算代理人との間に利益相反の可能性が存在する

本外国指標連動証券に関して三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が計算代理人を務めている。計算代理人は、とりわけ、そのシリーズの満期時または償還時に当該シリーズの本外国指標連動証券に関して投資家に支払われる償還価額を決定する。

本指数のインデックス・スポンサーが本指数の算出または公表を中止または一時停止した場合、当該シリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価を決定することが難しくなる可能性がある。これらの事象が発生した場合、または本指数の数値が市場混乱事由その他の理由により入手もしくは算出できない場合には、計算代理人は、その単独の裁量により本指数の数値を誠実に見積もることを要求される場合がある。

計算代理人は、その職務を履行する際、自身で判断を行う。例えば、計算代理人は、評価日（最終評価日を含む。）において、本指数に影響する市場混乱事由が発生または存在しているか否かを決定しなければならない場合がある。この判断は結局、その事由によって、スワップ・カウンターパーティのヘッジ・ポジションを解約する能力が著しく阻害されることとなったか否かについての計算代理人の判断にかかっている。これらの計算代理人による判断は、いずれかのシリーズの本外国指標連動証券および／または本受益権の時価に影響するおそれがあるため、計算代理人がそのような判断を行う必要がある場合、計算代理人は相反する利益を有する可能性がある。

< 共通事項 >

信託報酬

受託者が委託者から收受する信託報酬として、委託者と受託者が定めるもの（第一管理信託報酬）については、委託者がこれを負担する。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりである。ただし、本受益権が租税特別措置法上、上場株式等に該当しないこととなる場合の個人の受益者に対する課税については、この限りでない。租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等に確認されたい。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがある。

（ ）個人の受益者に対する課税

< 本受益権の売却時 >

本受益権を売却する場合（受益者による委託者買取請求に基づく売却も含む。以下同じとする。）には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる（ただし、2037年12月31日までは、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる。）。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる（原則として、確定申告は不要である。）。

差損（譲渡損）については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算が可能である。

< 償還金の受取時 >

本信託の終了により交付を受ける金銭（以下「償還金」という。）の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益（譲渡益）は譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率（ただし、2037年12月31日までは、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる。）による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要である。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われる（原則として、確定申告は不要である。）。

差損（譲渡損）については、確定申告により、特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等ならびに上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算が可能である。また、償還金の受取時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能である。

（ ）法人の受益者に対する課税

＜本受益権の売却時＞

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税される。

＜償還金の受取時＞

償還金の全額と取得価額との差益（譲渡益）が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税される。

２【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,000億（注１）	0億（注２）	2,000億（注１）

（注１） 当該金額は、上限金額である。

（注２） 当該金額は、各本受益権が上限金額まで発行された場合の発行諸費用の見積概算額である。

（２）【手取金の使途】

本受益権に係る信託の信託財産として拠出された本外国指標連動証券の発行に係る手取金は、当社の連結子会社等における運転資金に充当するために貸し付ける予定である。

第２【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本「募集又は売出しに関する特別記載事項」には、本受益権、またはその信託財産である本外国指標連動証券（本項では以下「本指標連動債」という。）のそれぞれについて、主な投資リスクや連動対象となる指標の概要等を記載している。

< スマートESG30女性活躍（ネットリターン）ETNに関する情報 >

銘柄名	スマートESG30女性活躍（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2070）
連動対象となる指標	iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）
連動対象となる指標の概要	iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）の構成銘柄は、iSTOXX MUTBジャパंकオリティ150インデックスから選定されている。基となるインデックスにおける銘柄は、管理職女性比率、女性役員比率、保育設備手当、並びに妊娠、育児、転居及びその他の理由により職を離れていた従業員の再雇用制度、という4つの指標についてスクリーニングされる。女性活躍スコアは、これら4つの指標から算出される。iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックスは、iSTOXX MUTBジャパंकオリティ150インデックスから「女性活躍スコア」の高い銘柄を上から順に30銘柄選定する。30位の閾値において複数の企業が同一の「女性活躍スコア」を有する場合は、iSTOXX MUTBジャパंकオリティ150インデックスの構成銘柄用に算出された「クオリティスコア」の高い企業が優先される。その値動きはiSTOXX Ltd.のウェブサイト（ https://www.stoxx.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	価格変動リスク 本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 発行会社または保証会社に関する信用リスク 本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク 本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 流動性リスク 本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 上場廃止に関するリスク 本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	満期償還日 2040年9月10日 早期償還 本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 信託終了 本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（1,000億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたときなどの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

< スマートESG30総合（ネットリターン）ETNに関する情報 >

銘柄名	スマートESG30総合（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2071）
連動対象となる指標	iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）
連動対象となる指標の概要	iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）の構成銘柄は、iSTOXX MUTBジャパンクオリティ150インデックスから選定されている。サステナリティクス社により特定された、グローバル・スタンダード・スクリーニング（GSS）の基準を満たしていない企業又は「問題性のある兵器」に関連する活動に従事している企業は、選定の対象外となる。iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックスは、iSTOXX MUTBジャパンクオリティ150インデックスにおける対象となる銘柄から、「ESGリスクレーティングスコア」の良い銘柄を上から順に30銘柄選定する。30位の閾値において複数の企業が同一の「ESGリスクレーティングスコア」を有する場合は、iSTOXX MUTBジャパンクオリティ150インデックスの構成銘柄用に算出された「クオリティスコア」の高い企業が優先される。その値動きはSTOXX Ltd.のウェブサイト（ https://www.stoxx.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	価格変動リスク 本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 発行会社または保証会社に関する信用リスク 本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク 本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 流動性リスク 本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 上場廃止に関するリスク 本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	満期償還日 2040年9月10日 早期償還 本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 信託終了 本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（1,000億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたときなどの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

< トップシェアインデックス（ネットリターン）ETNに関する情報 >

銘柄名	トップシェアインデックス（ネットリターン）ETN（銘柄コード：2072）
連動対象となる指標	iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）
連動対象となる指標の概要	iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）は、各事業分野において優位にある、30銘柄以上の日本銘柄のパフォーマンスを追跡する。当該銘柄は、iSTOXXジャパン600インデックス（除くREIT）の中から選定される。 売上高エクスポージャー及び市場占有度を特定するためにFactSet Revere（RBICS）データを用いる。その値動きはiSTOXX Ltd.のウェブサイト（ https://www.stoxx.com/ （またはその承継URL））をご参照下さい。
主な投資リスク	価格変動リスク 本受益権は、連動対象となる指標、金利水準、発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により価格が変動し損失を被ることがあります。 発行会社または保証会社に関する信用リスク 本指標連動債は、発行会社または保証会社の信用力をもとに発行されているため、発行会社または保証会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、その価格が変動し損失を被ることがあります。 市場価格と基準価額等の値動きが乖離するリスク 本受益権の取引所における時価は、市場での需給等によって変動するため、連動対象となる指標の値動きや本受益権の基準価額および本指標連動債の償還価額の値動きと乖離する可能性があります。 流動性リスク 本受益権は取引所で売買されるため、市場における需給関係によっては、希望する価格や数量での約定ができない場合があります。 上場廃止に関するリスク 本受益権は、信託の終了または取引所の上場廃止基準への抵触等により、上場廃止となる可能性があります。
本指標連動債の償還、または信託の終了	満期償還日 2040年9月10日 早期償還 本指標連動債は、税制や法令等の変更、連動対象となる指標の計算方法の著しい変更、ヘッジ障害、その他の事由が生じた場合、期限前に償還される可能性があります。 信託終了 本受益権の純資産総額が個別契約で定める金額（1,000億円）を下回り、発行会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたときなどの事由が発生したときには、信託は終了し、上場廃止となります。

上記は、本受益権の主な投資リスク等の概略です。詳細は「第1 募集要項」をご参照下さい。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、発行会社および委託者の名称、各本受益権の名称ならびに本外国指標連動証券の名称を記載することがある。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（2020年11月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2020年11月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 最近の業績の概要について

2020年10月27日開催の当社の経営会議を経て公表した、2021年3月期第2四半期（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の当社の連結業績の概要は以下のとおりであります。

なお、以下を含む当社が2020年10月27日に公表した四半期連結業績の概要は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査の対象ではありません。

金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

（1）四半期連結貸借対照表

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,185,650	1,862,077
預託金	858,165	917,059
トレーディング商品	12,869,831	15,151,662
商品有価証券等	4,727,433	7,201,019
デリバティブ取引	8,142,397	7,950,643
約定見返勘定	552,675	-
信用取引資産	214,735	248,276
有価証券担保貸付金	13,241,266	11,681,644
短期差入保証金	1,016,119	989,876
有価証券	5,618	84,383
未収還付法人税等	5,459	3,053
その他の流動資産	288,824	185,208
流動資産合計	31,238,347	31,123,242
固定資産		
有形固定資産	32,088	30,208
無形固定資産	106,827	103,424
投資その他の資産	488,887	484,681
固定資産合計	627,804	618,315
資産合計	31,866,151	31,741,557

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	11,765,256	11,923,798
商品有価証券等	4,002,899	4,278,618
デリバティブ取引	7,762,356	7,645,180
約定見返勘定	-	763,426
信用取引負債	179,207	172,427
有価証券担保借入金	10,234,296	10,075,818
短期借入金	3,259,551	2,344,145
1年内償還予定の社債	276,710	354,024
1年内返済予定の長期借入金	115,501	215,351
コマーシャル・ペーパー	729,871	672,892
未払法人税等	7,417	4,987
偶発損失引当金	680	666
資産除去債務	103	-
その他の流動負債	2,559,489	2,653,798
流動負債合計	29,128,086	29,181,336
固定負債		
社債	1,017,479	884,365
長期借入金	753,034	720,223
退職給付に係る負債	2,641	2,590
役員退職慰労引当金	93	33
資産除去債務	7,787	8,214
その他の固定負債	8,795	8,488
固定負債合計	1,789,832	1,623,915
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	4,269	4,367
特別法上の準備金計	4,269	4,367
負債合計	30,922,188	30,809,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	75,518	75,518
資本剰余金	434,441	434,441
利益剰余金	191,165	198,079
株主資本合計	701,126	708,040
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	571	675
繰延ヘッジ損益	20	28
為替換算調整勘定	28,417	47,199
退職給付に係る調整累計額	566	553
その他の包括利益累計額合計	27,259	45,942
非支配株主持分	270,096	269,840
純資産合計	943,963	931,937
負債・純資産合計	31,866,151	31,741,557

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第 2 四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
営業収益		
受入手数料	68,129	62,840
トレーディング損益	65,669	68,955
金融収益	70,852	59,919
その他の営業収益	4	4
営業収益計	204,655	191,720
金融費用	63,021	43,193
純営業収益	141,633	148,526
販売費・一般管理費	142,503	130,866
営業利益又は営業損失 ()	869	17,659
営業外収益		
受取利息	1,399	1,872
持分法による投資利益	8,148	2,985
投資有価証券売却益	109	2,546
その他	1,331	1,298
営業外収益計	10,989	8,702
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	444
その他	107	172
営業外費用計	107	616
経常利益	10,012	25,746
特別利益		
投資有価証券売却益	471	6
金融商品取引責任準備金戻入	1	-
その他	59	-
特別利益計	533	6
特別損失		
投資有価証券評価損	37	15
固定資産売却損	8	-
減損損失	336	277
金融商品取引責任準備金繰入れ	-	97
その他	228	79
特別損失計	610	469
税金等調整前四半期純利益	9,934	25,282
法人税、住民税及び事業税	2,007	5,752
法人税等調整額	418	1,553
法人税等合計	2,425	7,305
四半期純利益	7,509	17,977
非支配株主に帰属する四半期純利益	3,322	3,147
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,186	14,829

(四半期連結包括利益計算書)

(第 2 四半期連結累計期間)

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
四半期純利益	7,509	17,977
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	537	268
繰延ヘッジ損益	16	7
為替換算調整勘定	5,778	18,782
退職給付に係る調整額	20	21
その他の包括利益合計	6,279	18,527
四半期包括利益	1,229	550
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,907	3,853
非支配株主に係る四半期包括利益	3,137	3,303

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動)

当第 2 四半期連結会計期間において、当社の特定子会社であった三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社との吸収合併に伴い、連結の範囲から除外しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

該当事項はありません。

第２【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第３【指数等の情報】

１【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

２【当該指数等の推移】

(１) iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）の過去の推移

（単位：円）

最近５年間の年別 最高・最低値	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	189.65	170.53	217.93	226.60	238.31
	最低	142.20	136.48	167.88	181.96	188.36

最近６ヶ月の月別 最高・最低値	月	2020年５月	2020年６月	2020年７月	2020年８月	2020年９月	2020年10月
	最高	229.52	235.30	227.05	232.68	235.91	238.22
	最低	205.63	221.28	216.47	219.05	228.56	227.27

出典：ブルームバーグ・エルピー

iSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）の過去の推移はiSTOXX MUTBジャパン女性活躍30インデックス（ネットリターン）の将来の動向を示唆するものではなく、本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券の時価の動向を示すものでもない。

(２) iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）の過去の推移

（単位：円）

最近５年間の年別 最高・最低値	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	141.95	145.26	193.97	200.83	229.16
	最低	105.26	111.20	143.73	155.12	159.50

最近６ヶ月の月別 最高・最低値	月	2020年５月	2020年６月	2020年７月	2020年８月	2020年９月	2020年10月
	最高	218.81	229.64	229.16	235.15	244.05	246.85
	最低	193.65	215.40	219.78	222.92	230.50	238.82

出典：ブルームバーグ・エルピー

iSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）の過去の推移はiSTOXX MUTBジャパンESG30インデックス（ネットリターン）の将来の動向を示唆するものではなく、本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券の時価の動向を示すものでもない。

(3) iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）の過去の推移

（単位：円）

最近５年間の年別 最高・最低値	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最高	104.51	105.36	129.06	142.59	145.28
	最低	87.17	79.38	100.70	114.72	119.90

最近６ヶ月の月別 最高・最低値	月	2020年５月	2020年６月	2020年７月	2020年８月	2020年９月	2020年10月
	最高	141.61	144.76	144.70	152.74	155.51	155.27
	最低	128.99	138.64	139.68	142.78	149.07	148.77

出典：ブルームバーグ・エルピー

ただし、2015年は2015年６月22日から。

iSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）の過去の推移はiSTOXX MUTBジャパントップシェアインデックス（ネットリターン）の将来の動向を示唆するものではなく、本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券の時価の動向を示すものでもない。

第六部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 一朗
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	墨岡 俊治
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高尾 大介
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 見積りの不確実性が高いデリバティブの時価評価

(1) 関連する連結財務諸表における開示

注記事項（金融商品関係）を参照

(2) 監査上の主要な検討事項の内容及び当該事項を監査上の主要な検討事項に決定した理由

会社（持株会社である三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社）及び連結子会社は、連結子会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」）とMUFGセキュリティーズEMEA（以下「MUSE」）において顧客のニーズに応じた金融商品や金融サービスを提供するため、また、会社において債券の発行体としてデリバティブを組み込んだ様々な仕組債を発行し、組込デリバティブを区分処理しているため、大量のデリバティブ取引を保有している。また、MUMSSとMUSEは、ポジションのリスクコントロールやマーケットメイキングなどを目的としたデリバティブ取引も行っている。この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表においてデリバティブ取引に係る資産8,142,397百万円及び負債7,762,356百万円が計上されている。そのうち時価算定の基礎となる入力数値が市場で観察できず、その時価算定に与える影響が重要なデリバティブ（以下「レベル3デリバティブ」）が、正味の債権として27,384百万円計上されている。

レベル3デリバティブの時価評価に係る重要な見積りや仮定は、以下のとおり複雑性、不確実性及び経営者の主観的な判断の程度が高い。

評価モデル

レベル3デリバティブの時価評価には、オプション価格計算モデル等（以下「評価モデル」）が適用されているが、モデルの決定に際しては、複雑性及び経営者の主観的な判断を伴う。

入力数値

時価算定の基礎となる入力数値のうち、金利と為替レートの調整に係る相関係数等、会社及び連結子会社から独立した情報源から入手した市場データに基づいて設定されないものは、その状況において入手可能な情報を最大限利用して市場参加者が時価の算定に考慮している事項を推測し、それらを会社及び連結子会社の見積りにも反映させるが、当該見積りには不確実性及び経営者の主観的な判断を伴う。

出口価格への調整

評価モデルに入力数値を投入して算定される時価を、実際に資産の売却または負債の移転が行われると仮定した場合の取引価格（出口価格）に調整するために用いた仮定には、不確実性及び経営者の主観的な判断を伴う。

以上からデリバティブ取引の時価評価における主要な構成要素である評価モデル、入力数値及び出口価格への調整の妥当性を監査上の主要な検討事項として決定した。

なお、これらの主要な構成要素に関して、会社及び連結子会社においては、フロント部門から独立したミドル部門において以下の内部統制を整備運用している。

フロント部門が決定する評価モデルに対する内部統制

フロント部門が決定する時価算定の基礎となる入力数値に対する内部統制

ミドル部門は自らが算定する出口価格への調整に関する内部統制

(3) 当該事項に対する監査上の対応

当監査法人は、当該監査上の主要な検討事項に対して以下の通り対応した。

評価モデル

- ・ミドル部門が実施している評価モデルの決定、プログラムの変更管理及び定期検証に対する内部統制の整備及び運用状況を評価した。
- ・金融商品の評価に係る内部専門家を利用して時価評価に使用される評価モデルの妥当性を、市場の実勢を踏まえながら評価した。

入力数値

- ・ミドル部門が実施している時価評価の基礎となる入力数値の決定に対する内部統制の整備及び運用状況を評価した。
- ・金融商品の評価に係る内部専門家を利用して金利と為替レートの変動に関する相関係数等の市場で観察できない入力数値の妥当性を評価した。

出口価格への調整

- ・ミドル部門が実施している出口価格への調整に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。
- ・見積りの不確実性が高いデリバティブ取引の母集団から取引を抽出し、金融商品の評価に係る内部専門家を利用して出口価格への調整に使用した方法及び仮定の妥当性を評価した。

また、見積りの不確実性に対応するために、レベル3デリバティブの母集団から抽出した取引について、経営者の見積り額と、当監査法人が金融商品の評価に係る内部専門家を利用して独自に設定した許容範囲とを比較検討し、経営者の見積り額が許容範囲内にあるかどうかを評価した。経営者の見積り額と、当監査法人が金融商品の評価に係る内部専門家を利用して独自に算定した時価の差額の過大・過小方向が一方に偏っていないかどうかについて評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

坂本 一郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

墨岡 俊治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 大介

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

１．見積りの不確実性が高いデリバティブの時価評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（見積りの不確実性が高いデリバティブの時価評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。